

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 いわたの保健福祉支援研究会

② 施設・事業所情報

事業所名称：ながい保育園	種別：保育所
代表者氏名：園長 那須川 芙美子	定員： 100名
所在地：盛岡市永井10-172	
Tel：019-638-2350	ホームページ http://www.morioka-fukushi.jp/nagai/nagai/
【施設・事業所の概要】	
開設年月日：昭和51年4月1日、平成30年4月1日経営移管	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団	
職員数	常勤職員： 21名 非常勤職員： 12名
専門職員	園長 1名 保育士 8名
	主任保育士 1名 看護師 1名
	副主任保育士 1名 調理員 2名
	保育士 13名 環境整備 1名
	事務職員 1名
	栄養士 1名
	看護師 1名
	調理員 2名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等) 乳児室(1)、ほふく室(1)、調乳室(2)、保育室(1)、遊戯室(1)、調理室(1)、相談室(1)、病児保育・保健室(1)、事務室(1)、休憩室(1) 全室エアコン、防犯カメラ設置、AED設置、機械警備システム導入、保育システム導入 ほか

③ 理念・基本方針

1 保育理念

「一人一人の子どもの心を大切に 生きる力を豊かに育てていきます」

- ◆な なかよく遊び、健康で元気な子どもたちの成長を見守ります。
- ◆が 「がんばっているね」といつも温かいまなざしで、子どもたちの可能性を援助します。
- ◆い いつでも笑顔で挨拶し、子育て支援に努めます。

2 保育方針

- ・健康で安全な環境の下、心身の状態に応じ、個別に丁寧に対応していきます。
- ・子どもの思いや願いを受け止め、応答的なやりとりを重ねながら、信頼関係を築いていきます。
- ・くつろいだ雰囲気の中で、子どもが安心して過ごせるようにします。
- ・子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、思考力や表現力の芽生えを培い感性を豊かに育みます。
- ・家庭や地域と緊密に連携を取り、適切な援助をし、子育ての楽しさを共有していきます。
- ・職員は倫理観を持ち、保育の専門性を高めるために努力していきます。

3 保育目標

- ・心も体も元気で明るい子ども
- ・気づき発見を喜べる子ども
- ・自分で考え工夫し、最後までやり遂げることができる子ども
- ・友達に思いやりを持って、関われる子ども
- ・生命あるものに優しくできる子ども
- ・思ったこと、感じたことを表現できる子ども

④ 施設・事業所の特徴的な取組

ながい保育園 保育の重点

令和5年度の保育のテーマ：コロナ禍の保育を経て、これからの保育を考える

- 活動テーマ
 - ・異年齢児とのかかわりを深め、共に育ちあう喜びを味わう。
 - ・様々な学びや遊びの体験を通して、その子らしさが十分に発揮できるようにする。
- 保健及び安全
 - ・子どもの「いのち」を守り、心身共に健やかな成長を支援する
 - ・体調不良児型病児保育の実施
 - ・医療的ケア児の受け入れ
 - ・体操教室（KCC）の実施
- 食育
 - ・楽しく食の経験を積み重ね、「食を営む力」の基礎を培う
 - ・「もったいないをなくそう」
～食育で取り組むSDGs・今ある食料を大切に「もったいない」をなくそう～
- 家庭・地域との連携
 - ・保護者会（共済事業・親子レク・縁日ごっこ・鑑賞会・運動会・保護者会研修）
 - ・保育参加（保護者による一日保育士体験）

- ・保育参観
- ・個人面談（3・4・5歳児）
- ・園だより・クラスだより・地域版園だより（かえるこうえん）の発行
- ・園開放（月2回）
- ・地域交流（老人クラブとの交流・敬老会への参加）
- ・小学校との連携
- ・中・高校生職場体験
- ・読み聞かせボランティアによるお話の会

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5 年 7 月 27 日（契約日）～ 令和 6 年 10 月 10 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（平成・令和 年度）

⑥ 総評

1 「評価の根拠」と「評価者コメント」について

社会福祉施設の「共通内容 45 項目」及び保育所の「保育内容 20 項目」で構成される「評価細目」の評価に当たっては、提出いただいた各規程、マニュアル、中長期経営計画、年間保育指導計画等の関係資料の内容をあらかじめ確認させていただきました。

職員が 3 グループに分かれて実施した「グループによる自己評価」及び園長、副園長、事務職により実施した「園全体の自己評価」について、「訪問調査」により園長、副園長等幹部の皆さんから聴き取りを行いながら、「評価細目」に対する「認識度や取り組みの熟度」を精査させていただき、評価の「判断基準」といたしました。

また、「評価者コメント」においては、「取り組みの状況」欄に確認した園の特徴的な運営や保育の展開内容について記載し、特に「b」評価、「c」評価と判断した項目については、「期待される取り組み事項」欄に取り組みの見直し、改善等が望まれる、あるいは期待される事項などについて記述させていただきました。

2 評価結果の総評

- (1) 当保育園の経営母体である「社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団（以下「事業団」）」は、昭和 49 年 3 月に設立され、翌 50 年度から市の経費老人ホーム(A 型)と精神薄弱者援護施設の 2 施設を受託して事業経営を開始した。以来、半世紀にわたり各種の社会福祉施設の管理・運営等を通じて、地域福祉やコミュニティ活動の拠点と

しての役割を果たしてきた。

特にも、平成 18 年度から導入された「公の施設」の管理を法人等が代行管理する「指定管理者制度」においては、市から老人福祉センター、児童センター等、80 を超える社会福祉関係の施設や事業所を始め、「地区活動センター」（公益事業）の管理・運営の指定を受けているほか、市から移管・移譲を受けた児童発達支援センター、地域福祉センター、障害者支援施設及び当保育園、さらには事業団立の保育園や放課後デイサービス等の独自事業の運営も含め、現在、100 を超える社会福祉施設等を経営している。

- (2) 当保育園は、平成 30 年 4 月に市から事業団に移管され、0 歳児保育実施や病児保育事業のための改修工事を経て、翌 31 年 4 月から運営が開始された。

市南部の住宅地として急速に発展を続ける地域の保育施設として、公立保育園の時代から大切にしてきた地区老人クラブとの交流や園庭開放等での保育士や看護師による「子育て相談」などを通じ、存在感のある保育園として地域から親しみと信頼を得ている。

- (3) 「全体的な計画」において、「養護」と「教育」の一体的展開の方向を年齢別の「発達過程」をもとに整理し、綿密な年間、月間の「保育指導計画」、さらには「週案（日案）」に落とし込んで保育が実践されており、「保育日誌」等の丁寧な記録から、一人一人の園児の発達状況や個性を大切にしながら支援、援助を行っている様子が確認された。

- (4) 今回の 3 グループによる「評価細目」の評価表においては、「評価の視点（判断した理由・特記事項等）」が曖昧な表現になっているものや記入のないものがあり、各「評価細目」の着眼点、目的、趣旨等について、グループの話し合いにおいて相互理解がなされていない面があるように見受けられた。

今後も「評価細目」を活用してグループによる自己評価を定期的実施する場合には、「評価細目」の趣旨等を職員個々が把握し、グループで共有しながら、園運営の見直し、改善に活かされる意見や提案が活発に話し合われることを期待したい。また、「園全体の自己評価」においては、園長等幹部に各グループのリーダーも加え、合議による共通認識のうえに立って「園全体の自己評価」を行うことが望まれる。

- (5) 「評価細目」の評価において、特に「評価の高い点」、「改善が求められる点」は、次のとおりである。

(1) 特に評価の高い点

ア 「中長期経営計画」の策定と単年度の「事業計画」による取り組み

事業団経営及び各施設運営について、それぞれの現状の課題や問題点、将来への展望等の検証、分析をもとに、令和 4 年度から 12 年度までの 9 年間のビジョンを「中長期経営計画」として策定し、3 年毎の「中期経営計画」によるローリングブ

ランにより取り組んでおり、毎年度の「事業計画」に盛り込んで具体的な「実行計画」を作成している。

園では、園の「中長期経営計画」に掲げる6項目の取り組み事項について、「中期経営計画」として、項目毎に「現状・課題」、「将来あるべき姿（目標）」、「達成するための方法」及び「3年間のスケジュール」を設定し、単年度の「事業計画」に「短期経営計画」として位置付け、「担当者」や「四半期毎のスケジュール」も定め、取り組みを進めている。園として、中長期的な展望に立って、目標（ビジョン）を明確にし、その達成に向けた実践の方向を定めていることは大いに評価される。

イ 事業団内の関係機関との連携による発達支援児保育、病児保育、医療的ケア児保育の実践

園では、「発達支援児」の保育に加え、看護師の配置により「病児（体調不良児対応型）保育事業」及び「医療的ケア児保育」に取り組んでおり、相談、支援機能を有する事業団運営の「児童発達支援センター」や「障害者自立支援プラザ」の相談員、コーディネーター等と連携しながら、要支援児や保護者の支援・相談を実施している。事業団直営の関係機関との密接な連携を活かした取り組みは、保護者等から高く評価されており、これらの保育事業において、先導的な実践事例となっている。

(2) 改善が求められる点

ア 「事業計画（短期経営計画）」の評価と次年度計画への反映

「中長期経営計画」に基づき単年度の「事業計画」に「短期経営計画」を掲げていることは、上記のとおり評価される場所であるが、「事業報告書（令和4年度）」における「短期経営計画」の評価と次年度の「事業計画（令和5年度）」の当該計画への反映が不十分なものが見受けられる。3年毎の「中期経営計画」のローリングとの関係も含め、計画がPDCAサイクル的に継続して実施されるよう年度毎の取り組みが連動する仕組みを工夫されることを期待したい。また、「事業報告」では、「実績に対する評価」を行っているが、実施状況の記述に止まっており、「事業計画」において、取り組み事項に達成や到達の目標値等を定めるなど、評価や見直しが可能となる「評価の尺度」を明確に設定しておくことも望まれる。

イ 「保育の標準的な実施方法」のマニュアル化

「評価細目」において、「保育指針」、「全体的な計画」、「年間保育指導計画」等に基づき、職員が全員で共有しながら取り組むべき「保育の水準（職員のだれが担当しても、差異なく共通に提供すべき保育の内容、手順、留意事項等）」の文章化が求められているところ、園では、未作成であり、早急に整備することが望まれる。その際には、「標準的な実施方法」の内容について定期的に検証、見直しを行う時期、方法等を明確にしておくこと、また、保育の内容に変更が生じた場合や新たな取り組み事項が加わった場合に、「標準的な実施方法」に反映（追加）し、標準化する必要があるか否かを判断する基準を、あらかじめ定めておくことが期待される。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審を進めていく中で、全職種の全職員での話し合いが行われました。その話し合いを通して、それぞれの立場からの課題が浮き彫りになり、改善への道筋づくりを行うことができました。

園を運営し、保育実践を重ねるなかで、「分かっているつもり」「これで間違いがない」等の誤解や過信が生まれていないかを振り返る好機だったと思います。特に、保育実践を文章で表現したり、体系的に表示したりすることの大切さを改めて確認しました。

今後も多くの機会をとらえて職員が意見を交換しあうことで、よりよい保育の実践と園の円滑な運営に努めてまいります。全職員での協働が、子どもたちはもとより保護者や地域社会のため、さらには職員個々の幸せにつながるよう努めてまいります。

このたびは、丁寧な評価と助言を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 「ながい保育園」(以下「園」)の経営母体である「社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団(以下「事業団」)では、事業団が今後目指すべき方向性や「人権の尊重」等社会福祉施設に求められる水準の維持、さらには多様化する地域の福祉ニーズに対応するため、令和4年3月に事業団としての新たな「経営理念」と「経営方針」を策定した。「経営理念」として、「利用者が笑顔で喜びを感じながら、希望を持って健康に幸せな生活を送ることできるよう、利用者一人一人の人権を尊重し、個人としての尊厳を大切に、真心を込めた支援に努める」を、また、この「経営理念」を実現するための「経営方針」として、「利用者主体の質の高い福祉サービスの提供」、「地域福祉の増進」、「人間性豊かな人材の育成と働きがいのある職場づくり」、「社会からの信頼を得られる安定した経営」の4項目を掲げている。</p> <p>② 園では、自園の「保育理念」を「一人一人の子どもの心を大切に、生きる力を豊かに育んでいきます」と設定し、園の名前を頭に、「“な”かよく遊び、健康で元気な子ども達の成長を見守ります」、「“が”んばっているねといつも温かいまなざしで、子ども達の可能性を援助します」、「“い”つも笑顔であいさつをし、子育て支援に努めます。」と分かりやすい表現で「保育理念」を補足する項目を掲げている。さらに、「保育理念」をもとに、「健康で安全な環境の下、心身の状態に応じ、個別に丁寧に対応していきます」、「子どもの思いや願いを受け止め、応答的なやり取りを重ねながら、信頼関係を築いていきます」など、6項目の「保育方針(運営方針)」を定めている。</p> <p>③ 園の「保育理念」は、姉妹保育園(津志田つばさ園)と同じであり、事業団の新しい「経営理念」の制定前からのものであるが、事業団の新しい「経営理念」の柱である「人権尊重・個人の尊厳」の視点は園の「保育理念」の「一人一人の心を大切に」の中に読み取ることができる。</p> <p>④ 園では、年度当初の「職員会議」や年度中の研修会等で事業団の「経営理念」、園の「保育理念」、さらには「保育方針(運営方針)」の読み合わせを行っている。また、「保育理念」等を明記した「理念カード」を全職員に配布し、常に確認できるようにするとともに玄関やホールに掲示し、職員、保護者とも目に触れられるようにしている。</p> <p>⑤ 事業団の「経営理念」や園の「保育理念」等は、ホームページで公表しており、また、これらを明記した「重要事項説明書」は、「入園説明会」の際、保護者に配布し、説明を行っている。「園だより」やパンフレットにも「保育理念」が明記され、園が実施した令和4年度の「保護者アンケート(満足度調査)」では、園の「保育理念」や「保育内容」を「理解している」或いは「どちらかという理解している」と回答した保護者は合わせて9割を超えている。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>① 園において、「保育理念」や保育の「取り組み方針」が適切に明文化され、様々な方法で周知を図っていることは評価されるが、「3グループによる職員の自己評価(以下「グループ評価」)」では、職員の任用や勤務形態の違いにより理解度に差があるとの指摘もあり、職員全体の理解度を高めるための読み解きの機会を増やすなどの取り組みを期待したい。</p>		

- ② 「保護者アンケート」では、園の「保育理念」等を理解しているとする回答の割合が高いが、否定的な回答も一定程度あり、「園長・副園長(主任)・事務員グループによる園全体としての自己評価(以下「園全体の評価」)」や「グループ評価」の分析にもあるように、コロナ禍で「保護者会総会」が3年間中止になるなど、説明の機会が失われ、周知を十分に行うことができなかったことから、「保護者会」を再開する機会を活用して、「保育理念」や「保育方針」、「保育内容」等について丁寧に説明することが望まれる。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、新しい「経営理念」等の制定に合わせ、「第三次中長期経営計画(令和4～12年度)(以下「中長期経営計画」)」を、事業団全体と事務局、運営施設別にそれぞれ策定している。この「中長期経営計画」の策定に当たっては、公益法人制度改革に伴う「社会福祉法」の改正等による社会福祉法人の公益性、非営利性等の更なる確保やガバナンスの強化の必要性、全国や盛岡市の人口動態と保育所利用者数の動向等、保育所関連データの把握など、事業団を取り巻く外部環境の変化を整理、分析し、さらには、「第二次中長期経営計画(平成26～35年度)【改訂版:平成31年4月策定】(以下「第二次中長期計画改訂版」)」について残り2年となった令和3年度に、これまでの達成度を点検し、今後に向けた課題等を明確にする検証を行っている。</p> <p>② 事業団の「理事会」や毎月の「施設長会議」において、各施設から運営や収支の状況、利用率などの報告がなされ、園長は事業団全体の経営状況に関する情報を得ている。また、毎月開催される市の「私立保育所協会園長会議」に出席し、市の担当課の行政説明や園長間の情報交換などを通じて、福祉施策を把握するとともに、各保育所の運営や取り組みについて情報交換を行っている。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>園長が各種の外部会議等に積極的に出席しながら、福祉全般の動向や園の運営に関連する情報を収集し、分析に努めていることは評価されるが、「園全体の評価」では、特に、事業団の事業経営や園の業務運営について職員の関心度を高める必要があるとしており、「グループ評価」でもこれらの資料に目を通す機会が少ないといった意見が出されている。「施設長会議」の資料を職員間で共有するとともに、地域の福祉課題や保育ニーズの収集、把握に園全体で取り組み、園の運営課題の明確化、地域貢献に向けた検討等に繋げていくことが期待される。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団各施設においては、「第二次中長期計画改訂版」の検証を行い、「評価と改善の方向性」を明確にしており、園では、市から移管された翌平成31年(令和元年)度には定員を10名増やし100名とし、名称も親しみやす</p>		

いひらがな表記にするなど、移管後、順調な運営を続けていると評価するとともに、「改善の方向性」を、「地域の保育ニーズへの対応に向けた事業展開（認定こども園への移行等）」と「職員の確保、定着及び育成」の2点にまとめた。

- ② 各施設では、検証の結果を踏まえ、「中長期経営計画」の策定に向け、「改善の方向性」も含め、事業団の「経営方針」の4項目に沿って取り組みの基本的な考え方を整理している。園では、「中長期経営計画」で取り組む事項として、「災害時等のリスクマネジメント体制の確立」、「保育サービスに対する定期的な評価、改善の体制の構築」、「地域ニーズに合わせた福祉サービスの提供」、「定期的な情報発信」、「人材の確保と定着に向けた職場環境の改善」、「計画的な施設・設備の整備」の6項目に整理している。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団においては、「中長期経営計画」について、令和4年度から12年度までの9年間の計画とし、6年毎の見直し・更新、3年毎（令和4～6年度、令和7～9年度、令和10～12年度）の「中期経営計画」の策定を基本とするローリングプランとし、さらに、毎年度の「事業計画」に盛り込む「短期経営計画」により、各年度内に実施すべき実行計画を作成し、取り組みを具体的に進める仕組みを構築している。また、「中長期経営計画」では、事業団全体の事業活動の収支見込、運転資金、退職給与引当資産、両保育園の施設設備・整備積立等、計画期間中の「財務計画」も作成されており、財政的裏付けを明確にしている。</p> <p>② 園では、「第二次中長期計画改訂版」の検証の結果、次（第三次）の「中長期経営計画」において取り組むこととした6項目について、「中期経営計画（令和4～6年度）」に項目毎に「現状・課題」、「将来あるべき姿（目標）」、「達成するための方法」、3年間の「スケジュール」を整理し、実践に向けたビジョンを明確に設定している。</p> <p>③ 園として「将来あるべき姿（目標）」として設定した取り組みは、1)事業継続計画（BCP）に基づく管理体制の確立、2)地域ニーズの把握とそれを踏まえた事業の展開、3)第三者評価の定期受審と自己評価・改善の組織的取り組みの継続、4)事務内容の見直しと、職場環境の計画的な改善、5)将来の建替えを視野に入れた計画的な設備整備と改修、6)地域に根差した保育園としての広報活動の充実、の6項目となっている。</p> <p>④ 園の「中期経営計画」には、必ずしも数値的な目標値は設定されていないが、設定目標を達成するための方法が端的に表現され、単年度の事業計画に落とし込んで具体的な取り組みを行っており、成果や実績について一定の評価は可能となっている。事業団では、各施設の年度の取り組みについて、前期、後期で評価・反省を行っており、必要に応じて見直しを行うこととしている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、「中長期経営計画」、「中期経営計画」の策定の流れに沿って、毎年度の取り組みを「短期経営計画」として、事務局、施設毎の単年度の「事業計画」の中に位置付けている。園では、令和5年度の「事業計画」</p>		

においては、「短期事業計画」として、「中期経営目標」に掲げている6項目のうち当該5年度に「実施するための方法」として位置付けられている項目を中心に、「将来あるべき姿(目標)」、「達成するための方法」、「実行計画」、「それぞれの担当者」、「四半期毎のスケジュール」を定めており、「実行計画」としては、「ヒヤリハット分析、災害マニュアルの見直し」、「第三者評価受審に向けた自己評価と内部研修」、「ICT化に向けた設備整備、保育業務のシステム化」、「修繕を要する箇所点検」など、21項目を掲げている。

- ② 令和5年度の「事業計画(短期経営計画)」に掲げられた「実行計画」には、数値的な目標等、評価の尺度は設定されていないが、毎年度の「事業報告書」において、実施内容の実績と評価が記載されている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 「事業計画(短期経営計画)」の「実行計画」の実施結果については、一定の評価は可能であるが、何を根拠に評価したのかが曖昧で、できる限り定量的な評価が可能となる数値化等の尺度を検討することが望まれる。
- ② 園の「事業計画」に「実施事業」として掲げられている保育に関する事業は項目のみで、各事業の目標、内容、実施時期等が明記されていないが、その年度の事業や行事については、具体的な計画内容を明示し、各事業の「事業計画」における位置付けを明確にすることが求められる。
- ③ その際には、年度後期の事業運営や保育の実践状況の評価、反省をもとに、次年度に引き継ぐべき取り組み事項や課題等を整理し、「事業計画」に反映されることが期待される。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 事業団では、「中長期経営計画」、「中期経営計画」、及び「事業計画(短期経営計画)」は、「施設長会議」で各施設の意見集約を行ったうえで策定している。
- ② 園では、園長と副園長(主任)が中心となって「事業計画」を策定しており、副主任や分野別のリーダーが参画することもあるが、他の職員は、策定後に報告を受けるのみになっている。策定された「事業計画」は、正規職員と常勤嘱託職員に配布し、内容の理解促進を図るとともに、玄関ホールに掲示し、他の職員や保護者等が随時閲覧できるよう、周知に努めている。
- ③ 園の「事業計画」については、年度途中で事業の進捗状況を確認し、年度末に実績の評価を行い、次年度の「事業計画」に連動するように取り組んでいる。「行事計画」については、行事担当者が中心になり、企画、実施しているが、実施後、「保護者アンケート」を実施し、次回の計画案の作成に活かしている。また、「保護者会」と共催の行事については、計画作成の前に「保護者会幹事会」で協議を行うなど、保護者の意見を反映させている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 令和4年度の「事業報告書」の「短期経営計画」の実績に対する評価結果で、「未実施」、「次年度以降も取り組む」、「充実させる必要がある」と評価された項目について、令和5年度の「事業計画」の「短期経営計画」に反映されていないものも見受けられ、評価結果が次年度の計画に連動し、取り組みが継続されていくことが望まれる。
- ② 「事業計画」に設定された「実施事業」の達成目標が示されていないため、達成度の観点から評価を行うことが難しく、「事業報告書」では、実施状況の記載に止まっているものが見受けられる。「事業計画」の取り組み事項に達成や到達の目標等を設定し、評価と見直しができるよう「評価尺度」を明確にする工夫を期待したい。

<p>③ 「グループ評価」からは、「事業計画」の周知が十分でないという指摘もあり、配布や説明のあり方も含め、「事業計画」の策定、進捗状況の確認、評価・見直しの過程で職員が何らかの形で参加や意見を述べる事ができる組織的な仕組みを工夫することも期待される。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園においては、「中長期経営計画」、「中期経営計画」、「事業計画(短期経営計画)」等を玄関に備え置き、保護者等が随時閲覧できるようにしている。</p> <p>② 親子レクや運動会など、園が「保護者会」と共同で企画する年間行事については、「保護者会幹事会」で協議のうえ、「保護者会総会」で決定し、クラス毎の行事は園と「保護者会クラス幹事」が協力して実施している。また、園全体の「年間行事計画」についても「保護者会総会」で予定表を配付している。</p> <p>③ 園の各行事の予定や内容については、「年間行事予定表」をソフト会社との契約による「おが～るシステムによるメール配信システム(以下「おがログ」)」やスマートフォンアプリ「おが～るスマート(以下「おがスマ」)」で配信する他、行事の開催の都度、案内文書、「園だより」、「クラスだより」等で保護者等に周知している。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>「保護者会」との共催行事について、「保護者会幹事会」で協議のうえ、「総会」に諮り、また、「総会」で園全体の「年間行事計画」を説明していることは、保護者の行事内容への理解と参加を促すうえで効果が期待でき、評価されるが、行事以外の保育に関する「事業計画」については説明が行われておらず、年間行事を説明する前提として、園の「理念や運営方針」を踏まえた「事業計画」の主な内容や目標やねらい、「年間行事計画」との関連性などを簡潔で分かりやすくまとめた「事業計画」の概要版を作成して説明するなどの工夫が期待される。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、「中長期経営計画」において、「質の高い福祉サービスの提供」に向け、「PDCA サイクル」により計画・実施・評価・改善のプロセスを明確にしながら仕事をを進めることを確認している。園では、「全体的な計画」や年齢別の「年間指導計画」をもとに作成する「月間・週間指導計画」についてクラス毎の「保育会議」で評価を行い、「保育の評価」欄に反省事項等を記録し、翌月の計画に反映している。また、前期、後期の年2回、園内研修に「指導計画」の評価・反省を位置付け、後期及び翌年度に向けて、改善、見直しを行っている。</p> <p>② 園では、「運営規程」に基づき職員と園の自己評価を実施し、園の自己評価として公表することとしており、職員が65項目の「保育者の自己評価 チェックリスト」により実施した自己評価の集計結果を園の自己評価としてホームページで公表している。また、毎年、「保護者アンケート」を実施し、園の保育サービスに関する満足度を把握するとともに、意見、要望等も聴取し、次年度の改善策等に活かしている。</p>		

- ③ 事業団においては、「中長期経営計画」に、保育の質向上に向けて第三者評価受審に取り組むことを掲げており、園では、自園の「中期経営計画」の中に第三者評価受審を掲げ、本年度の「事業計画(短期経営計画)」に位置付けて、「園としての自己評価、評価機関による評価、受審結果の公表と改善」のプロセスで取り組んでいる。
- 園の自己評価は、職員を3グループに分けて実施した「グループ評価」をもとに、幹部による「園全体の評価」により園として自己評価をまとめており、園では、第三者評価基準に基づく自己評価を実施する過程で多くの気付きが得られたとし、今後も、この基準を活用して自己評価を充実させ、保育の質向上に取り組みたいとしている。

□ 期待される取り組み事項

園として、適時に保育実践の評価、反省を実施し、次期の計画等に反映していることは評価されるが、園の自己評価として公表している「保育者の自己評価チェックリスト」の評価内容は、職員個々の自己評価結果の集計にとどまっている面があり、このチェックリストを園としての自己評価に活かす方策も含め、第三者評価における自己評価や評価機関の受審を通じて明らかになった園の改善課題等も踏まえながら、保育の質向上に向けた取り組みを進めるための園としての自己評価のシステムを整理し、体系化することが期待される。

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
---	--	---

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、月間と週・日の「指導計画」に「保育の評価」の欄を設け、クラス毎に保育実践の評価・反省を記録し、取り組むべき課題等を明らかにしながら次月の計画に活かしている。
- ② また、前期(9月)と後期(2月)に職場研修として「保育の反省」を実施しており、前期では、「子どもの姿」、「養護・教育の各領域」、「環境構成」、「保護者対応」等について反省を行い、後期に向けた課題を明らかにしている。また、後期では、年間の「保育目標」の実施結果を評価の対象とし、「子ども達が成長したところ」、「力を入れて取り組んだところ」、「うまく行かなかったところ」、「環境構成で工夫したところ」、「保護者対応を振り返って」、「来年度に向けての課題等」の6項目の視点で評価・反省を行い、課題や見直しすべき点などを明らかにし、これらをまとめた資料を職員全員で確認、共有し、改善策を次年度の指導計画等に反映させるよう取り組んでいる。特に園のみで解決が難しい課題等は、ヒアリングを通じて事業団(事務局)に要望するようにしている。
- ③ 「食育計画」、「保健計画」、「行事計画」等の各計画についても、「職員会議」等で計画内容を共有し、実施後、評価・反省を行い、改善課題を明らかにして、次年度計画に反映するよう取り組んでいる。

□ 期待される取り組み事項

「指導計画」に「保育の評価」欄を設け、評価・反省点を記載するとともに、前期、後期において、計画的に反省する仕組みを作っていることは評価されるが、改善策の検討や次期計画への反映の仕組みが不十分な感じを受ける。明確になった課題や見直し事項について、改善策の検討、実施、評価等、PDCA サイクル方式を活用するなど、計画的な改善策の実施に向けたプロセスを「指導計画等の評価手順書」等として明文化するとともに、改善の取り組みの過程が把握できるよう、各計画書の様式を一層工夫することが期待される。

評価対象 II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p> <p>① 園長は、「職員会議」の場で、職員に対して事業団と園の理念を念頭において業務を遂行することを説示しながら、園長としての役割と責任について表明している。子ども達の保育の指導や援助・支援をはじめ、園の業務実施に当たっては、職員が自主的、主体的に行動できるよう、職員を信頼しながら園の目標達成に向けて必要な助言や援助を行うよう心がけている。</p> <p>② 園長として、これまでの豊富な経験で培われた自らの保育感や体験談を職員に伝える機会をつくるとともに、保護者や地域に対しても、ホームページや「園だより」の挨拶メッセージなどを通じて、園の理念や運営方針を踏まえた運営・管理についての園長の思いや姿勢を表明している。</p> <p>③ 園の「運営規程」に園長の職務が規定されており、「事務分担表」には、園長の担当業務と業務概要が明記されており、感染症、食品事故、火災、救急、不審者侵入、地震・風水害・台風等の有事の際の園長の役割と責任については、それぞれの対応マニュアルにおいて明確にされている。園長から補佐職(副園長兼主任)への権限委任や園長不在時等の対応、特に不在時に災害や事故が発生した場合の権限の委譲や代行者、代行事項などについては、関連規程等において補足するなど明確にしたいとしている。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、個人の尊重やプライバシーの保護などについての「職員倫理綱領」を定め、園においても、「個人情報保護に関する園としての方針」を定めるとともに、守秘義務の厳守について、職員から同意書を提出させている。</p> <p>② 園長は、毎年度当初、「職員会議」の場で、職員とともに事業団の「経営理念」、園の「保育理念」、「保育方針(運営方針)」の他、社会福祉法、児童福祉法、全国保育士倫理綱領、服務規程、園の運営規程等の読み合わせを行い、事業団職員としての法令遵守(コンプライアンス)の徹底を図っている。</p> <p>③ 園長は、「全国保育士会」から保育士に関する最新の情報を入手するよう努めており、事業団の「施設長会議」で経営に関する全般的な説明は受けているが、法令遵守の観点からの研修や勉強会に参加する機会はこれまでにないとしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 期待される取り組み事項</p> <p>法令遵守(コンプライアンス)は、社会的ルール(規範)を尊重し、公正、公平に社会経済活動を行うことを指しており、その意味からは、園として、保育事業の根拠となる「児童福祉法」を始め、雇用・労働契約、防災、食品衛生、環境保護、交通安全、施設設備・遊具管理など、多様な関連法令等の理解と更新情報の収集、把握を継続的に行うことが必要となる。園長として、関連法令等のリストアップを行い、職員に対し必要な法令等の研修機会を確保するこ</p>		

<p>とに加え、園長自らも、必要と考えられる外部研修に参加するなど、情報収集を意識的に行い、関係法令等の理解と動向の把握に一層努めることを期待したい。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 平成30年4月、市からの事業団移管により運営開始した際には、前年度、市からの保育士派遣による引継ぎ保育を経て、事業団内部の異動や臨時職員の正規採用によりスタッフを構成したが、この6年間の職員の質的成長は著しく、園長として感慨深いものがあるとしている。</p> <p>② 園長は、副園長(主任)、副主任等による「リーダー会議」において、保育に対する自らの考えを明確に説明し、共感を得ながら職員をリードするようしており、職員の発想ややる気を大切に、任せて見守る姿勢を基本として指導に当たっている。</p> <p>③ 園長として、発達障害児や医療的ケア支援児を積極的に引き受け、関係施設や関係機関と連携を図りながら、園全体でインクルーシブ保育を展開するよう指導力を発揮している。</p> <p>④ 各「グループ評価」から、「保育日誌等によく目を通してくれ、添削してもらえ。保育の中で適時にアドバイスをもらえる。研修等の学びの機会を与えてくれる。」等の評価があり、園長への信頼が厚いことが伺える。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園長は、園の「中期経営計画(令和4~6年度)」に基づく「令和5年度事業計画」に定める「事業継続計画」の作成、「保育業務のシステム化」、「必要な施設設備の整備」等の取り組みの先頭に立っている。</p> <p>② また、常勤嘱託職員の正規職員への登用、臨時職員と正規職員とのコミュニケーションづくりに心を砕き、安定した職員体制と人材育成の観点から、事業団事務局に積極的に働きかけ、職員体制の充実にも力を入れている。</p> <p>③ 安心、安全な施設環境の維持のため、修繕が必要な箇所の点検を怠らず、必要な予算要求を事務局に行いながら、予算措置を得て、施設整備に努めている。</p> <p>④ 保育業務のICT化等、保育業務の効果的な処理に向けたシステムの構築に向け、姉妹保育園と「ICT推進委員会」を立ち上げ、「おが〜るシステム」の導入など、効率的な業務処理に指導力を発揮している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント</p>		

□ 取り組みの状況

- ① 事業団の「中期経営計画(令和4～6年度)」には、現状の課題として「人材の採用、定着のための取り組みの不足」が取り上げられており、「取り組み項目」として「計画的な人材の採用、定着の仕組みづくり」を掲げ、現在、事務局が中心となり、検討中とのことである。
- ② 園の職員配置は基準を満たしており、発達障害児、延長保育等の対象園児の数に臨機に対応できる人員の確保に努めているが、保育士不足で充足できない場合も少なくないとしている。

□ 期待される取り組み事項

事業団の「中期経営計画(令和4～6年度)」による「人材の採用、定着の仕組みづくり」は、現在検討中とされ、具体的な内容は明らかになっていない。次の「中期経営計画(令和7～9年度)」等、3年毎の「中期経営計画」のローリングプランとの整合性も踏まえながら、早急に事業種別毎の採用見込み等の積み上げを行うなど、中長期的な採用計画を策定するとともに、人材の定着化に向けた具体的な対策等について明確にすることが望まれる。

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 事業団では、「職の設置や職務に関する規程」、「就業規則」、「職員給与規則」、「常勤嘱託、非常勤職員等の身分の取扱要領」等が定められ、採用、配置、昇任・昇格・昇給等の処遇が行われている。運営する施設種別が多様で、専門職も多岐にわたることから、総合的な人事管理のシステムが求められ、「中期経営計画」において、「総合的な人材マネジメントシステムの構築」を掲げ、現在検討の途上にある。
- ② また、職員の育成の柱として「目標管理制度」を導入し、施設毎に、職員個人の目標と組織の目標や事業団の理念とを連動させ、効果的に職員の育成を図る取り組みを進めている。
- ③ 事業団研修においては、毎年度の研修計画を作成し、職階別研修、専門職の外部派遣研修、施設内研修等、多様な研修を体系化し、各施設の職員の資質向上に努めている。
- ④ 事業団として、理念や経営方針をもとに、「倫理綱領」を定め、事業団職員としての行動規範を明確にしている。
また、園では、「保育従事者の心得」を定め、信頼される保育者としての具体的な保育サービスにおける援助・支援のあり方等を明示している。
- ⑤ 事業団として「人事評価制度」は導入していないが、園長は、年3回の個別面談を行い、特に年度末の面談では、「自己評価チェックリスト」等を活かしながら、一人一人の職員の1年間の振り返りや反省を確認し、次年度に向けた指導や助言を行っている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 事業団の「経営理念」や「倫理綱領」をもとに「保育理念」を共有する姉妹保育園と連携し、事業団の保育専門職として将来を見通しながら成長できるよう「目指す保育職員像」を明確にしたうえで、「目標管理制度」や「保育専門職」の教育・研修に取り組むことが期待される。
- ② 園における職員の「自己評価チェックリスト」については、「考察」の形で総括されているが、「人事評価制度」を導入していない事業団において、個々の職員の強み、弱みの発見や取り組むべき目標の発見などに繋げるため、「目標管理制度」とともに、この「自己評価チェックリスト」が園の人事管理の柱となるよう、制度としての内容充実を図っていくことを期待したい。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園では、年次有給休暇5日以上の取得を始め、育児休業・育児短時間勤務や介護休業を取りやすい勤務体制づくりに努めており、園長は、勤務表、出勤簿、時間外命令簿等で各職員の就業状況を把握している。また、年3回の個別面談では、勤務上の意向や希望を聴取するとともに、メンタル面での問題等にも対応するなど、各職員の心身の健康とワークライフバランスに配慮した職場づくりを進めている。</p> <p>② また、臨時職員等についても、個別面談などで確認することにより、毎月の勤務日や勤務時間帯がそれぞれの職員の希望に沿うよう配慮しながら、長期的に雇用を継続できるよう対応している。なお、常勤嘱託職員には時間外手当が支給されないなど、任用形態により処遇の違いが顕在化しており、処遇の改善を希望している。</p> <p>③ さらに、園の「中期経営計画」に「働き方・勤務時間等の見直しや事務分担等の明確化を検討・実施・検証」することを掲げており、本年度の事業計画にも「ICT化に向けた設備整備と保育業務のシステム化」を取り上げ、児童票の作成等、保育に係る事務業務の簡素、効率化に向け取り組みを進めている。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>事業団全体としても、園としても、“働きやすい職場環境づくりに向けて職員から意見や意向の聴取を行う”といった趣旨の記述は、「中期経営計画」にも「5年度事業計画」にも見当たらない。関連性のある取り組みとして、「津志田つばさ園」の「中期経営計画」と「5年度事業計画」に職員の「満足度調査の実施」が記載されているのみである。</p> <p>働きやすい職場づくりに向けて、職員の希望や意向を把握し、福利厚生の一層の充実を図るとともに、心身の悩み相談の窓口の設置、解決に向けた体制の仕組みづくりなど、職員の就労状況に関する課題の把握と改善の取り組み事項として園など各施設の「中期経営計画」に取り上げることが期待したい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、職員の資質向上に向け、「目標管理制度」を導入し、制度の趣旨や進め方などを詳細に説明した「目標管理制度の手引き」を作成し、各施設においては、それぞれ創意工夫しながら取り組んでいる。</p> <p>② 各施設においては、自施設の「中期経営計画」や各年度の「事業計画」の取り組み項目に連動、連鎖する目標を施設内のチーム単位で話し合い、「チーム目標」を設定したうえで、職員個々が自らの「取り組み目標」を設定し、PDCA サイクル等の手法で目標の達成に取り組んでいる。年度始めに上司との面談で、設定に向けた指導、助言を得るほか、中間面談において、取り組みの進捗状況を踏まえながら、改めて目標の達成に向けた支援、助言を得て、さらに取り組みを進め、年度末の個々の目標達成の確認面談を経て、「チーム目標」や「事業計画」の評価や反省に繋げる仕組みになっている。</p> <p>③ 園では、園長、副園長(主任)が、職員の目標設定の趣旨や思いを確認しながら、本人の「やる気」や「自主性」を大切にしながら、コミュニケーション重視で助言、指導を行っている。常勤嘱託やパートの職員も取り組みに参加しており、それぞれが求められている職務や役割を再確認できる機会になっている。</p>		

□ 期待される取り組み事項

- ① 「園全体の評価」としては、この制度の運用にあたり、職員のやる気、主体性及びコミュニケーションを大切に助言、指導や評価を行っているとしているが、制度自体は、園の「中期経営計画」や「事業計画」と連鎖しながら個々の職員に取り組んでもらうものであり、職員の設定目標を2、3拝見させてもらったが、職員個人の「取り組み目標」がチーム或いは園の「取り組み目標」と連動するものになっているか、不明確な印象を受けた。上司には、個人の「取り組み目標」と「チーム或いは園の取り組み目標」との整合性を確認のうえ、本人の取り組む意義を明確に説明し、助言、指導を行うことを望みたい。
- ② また、「目標管理制度」における目標の水準は、到達可能ではあるが、実現に向けては相応の努力を要するものであることが重要とされており、園長、副園長(主任)、先輩職員は、職員の自主性を尊重しながらも職員のキャリアを踏まえ、個々の職員に対し、「期待するレベル」を明確に示したうえで目標設定の助言や指導を行うことが望まれる。
- ③ 「目標管理制度の手引」は、制度について過不足なく丁寧に作られているが、現場での取り組みと齟齬が生じていないか、事業団として定期的に検証することが必要であり、各施設の意見や提案も確認しながら、各施設にとっても、個々の職員にとっても、取り組みやすく、効果的で成果の上がる制度として、「目標管理制度」が一層充実することを期待したい。

18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
----	---	---

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 事業団では、毎年度の研修を、「一般研修」、「地域センター研修」及び「自主研修」に区分し、一般研修は職階別研修、派遣研修、施設内研修(OJT)、地域センター研修は職種別研修、派遣研修、施設内研修(OJT)として体系化し、研修計画を作成している。
- ② 園では、この体系に基づき、毎年度、「職員研修計画」を作成し、不足と感じている知識・技術、職務上必要な知識・技術等を得るため、全職員について、外部の専門研修等に派遣するよう努めている。また、職場研修(OJT)では、毎月の研修テーマを年間計画として設定し、内部講師等をあらかじめ決め、毎月第三木曜日を基本に実施しており、9月と2月は前期、後期の「保育指導計画」等の評価、反省に充てている。
- ③ また、国の「キャリアパス制度」を活用して県が実施している「保育士等キャリアアップ研修」を積極的に受講しており、4年度は、職員20名程が、マネジメント能力養成の専門リーダー養成研修、乳児・幼児・障害児、保健衛生、保護者・子育て支援等の専門分野別研修を受講している。
- ④ 姉妹保育園(津志田つばさ園)と「運動遊びのもたらす効果」等について共同研究を行っている。月1回、2歳以上児について、外部講師の指導の下、各クラス30分程度、様々な運動や遊びのカリキュラムに取り組んでもらい、体力測定、データの比較検討により、運動能力の向上への効果性を検証しており、子ども達にとっても楽しい時間になっている。

□ 期待される取り組み事項

事業団として、各年度の「研修計画」において研修体系を定め、職階別、専門別、資格取得、能力開発等の研修カリキュラムを設定し、内部研修、派遣研修等を実施しているが、中長期的な展望に立った「人材育成計画」や「人材育成プログラム」等は作成されておらず、人材育成の基本姿勢や取り組みの目標が不明確である。「中期経営計画」に掲げる「総合的な人材マネジメントシステムの構築」の検討においては、「目標管理制度」や「キャリアアップ形成の取り組み」も含めた「人材育成計画」の策定が望まれる。その場合、多様な種別の施設運営を特徴とする事業団においては、例えば、各施設の代表による人材育成・研修の企画、推進のための運営組織を整

備し、事業団全体で取り組むべき研修、必要とする派遣研修、各施設共通的な研修、施設種別毎の独自研修、OJTを基本とする職場内研修等を体系化し、事業団全体で共有しながら、人材育成に相乗効果のあるカリキュラムを策定し、研修が実施されることを期待したい。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、職員の希望を把握しながら、県社協、市保育所協議会、私立保育協会、全国保育協議会等の外部研修に積極的に派遣するなど、全ての職員が外部研修の受講機会を持てるよう努めている。また、事業団の職階別及び専門研修、月1回の内部研修等を通じて職務に関連する実践的な教育や研修を実施している。
- ② 外部研修に参加した職員は、「研修報告書」により成果や感想を整理し、職員会議等で伝達講習を行う機会をつくっている。また、職員一人一人の研修履歴を「研修台帳」に整理している。
- ③ 資格取得の取り組みに対しては、スクーリング等への職専免や「職員互助会」からの給付支援もある。「グループ評価」では、概ね希望する研修を受講でき、研修受講の機会も確保されているとしている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 「事務分担表」によれば、園の研修計画、研修実施については、園長、副園長(主任)のほか、副主任等2名で担当しているように見受けられるが、保育士等の参加による「研修担当スタッフ」を拡充し、園として必要な研修カリキュラムの編成等、職場研修(OJT)の企画、実施をより多くの職員参加のもとで進めることが期待される。
- ② 園では、職員の研修受講歴を「研修台帳」に時系列にまとめているが、受講した研修の成果や反省、「目標管理制度」や「キャリアパス制度」等、職員の資質向上に繋がる個人資料やデータも組み込み、一人一人の職員が自らのキャリアアップの姿を見通しながら効果的な研修を計画的に受講するための「人材育成プログラム」として活用できるよう、「研修台帳」の様式の見直し、改善に向けた検討を期待したい。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園として、例年、地元の大学、短大、高校の保育専攻の学生の実習を受け入れており、本年度は6名の学生を引き受けている。職員は、園が実習生の受け入れを通じて保育を担う専門職の育成に協力する意義を共有している。
- ② 園としての「実習受け入れマニュアル」は特に作成しておらず、学校側が用意している学生用の「実習の手引き」を提供してもらい、担当責任者の副園長(主任)が、事前に実習の目標、テーマ、課題等について、大学等から確認するなどの連携を図り、効果のある実習になるよう努めている。
- ③ 実習生に対しては、「実習ガイダンス」で概要を説明し、副園長(主任)を中心に担当保育士を決め、「実習日程表」に沿って保育参加してもらいながら、指導に当たっている。
- ④ 副園長(主任)は、実習生の受け入れに関し、「保育士養成校」の研修を受講するなど、研鑽に努めており、学校側の「実習報告会」に参加するなど、実習を通じての成果や反省を学生側から聴取する機会もつくっている。

- ⑤ 「グループ評価」からは、「指導担当者に対する事前の研修が不十分」という指摘があり、園全体で取り組みの共有化が図られているか不安な面が見られる。

□ 期待される取り組み事項

受け入れ側として、各学校の実習に関する実施方針を踏まえ、指導担当者が計画的、具体的に指導を実施できるよう準備しておくことが求められ、「実習受入れマニュアル」の整備が期待される。その際には子どもや保護者への事前説明について配慮することも望まれる。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団のホームページに加え、園では、毎年度ホームページを見直し、新年度の「事業計画」を始め、収支予算、決算等の資料を保護者等が確認できるようにしている。また、子ども達の園での生活の様子もビジュアルに提供しよう努めている。</p> <p>② 保護者等に対しては、「園だより」、「給食献立表」、「給食だより」、「保健だより」、各「クラスだより」を定期的に発行し、情報提供を行うとともに、「おがログ」や「おがスマ」により、緊急連絡も含め、園の情報や連絡事項等を適時に提供している。</p> <p>③ また、玄関等に「事業計画」等の公表資料を置くとともに、保育に関する関係情報を掲示するなど、保護者等が自由に閲覧できるようにしている。また、保護者に対して「保護者アンケート」や「満足度調査」を行い、結果をフィードバックしながら情報の共有を図っている。地域に対しては、年4回近隣の2自治会に地域回覧「かえるこうえん」を会報し、園の情報を公開している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、社会福祉法人としての規模から、「会計監査人の設置(公認会計士による会計監査の実施)」について、「中期経営計画」の項目として掲げており、「外部監査制度」の導入に向け、「業務手順書」の整備について検討が進められている。</p> <p>① 事業団の「会計規則」に「内部監査及び任意監査」の章が定められ、毎年度4半期に1回以上「出納調査」を受けられることが定められており、この規則に基づき、各施設は事業団の監事から定期的に「出納調査」を受けている。当園は、本年度の第2四半期の調査では、特に問題になる事項は指摘されていない。なお、行政の指導監査はこの「評価細目」の対象外となっている。</p> <p>③ 園では、会計事務について、会計責任者、予算管理責任者を園長、出納員を事務担当職員とし、出納、決算手続き、小口現金や預かり現金の取扱いなどを明確にし、園として、「拠点会計」の管理や処理に当たっている。</p>		

□ 期待される取り組み事項

- ① 事業団においては、社会福祉法人としての規模に関わらず、健全な運営管理を行うためのガバナンスを強化し、公正性と透明性を確保し、法人としての説明責任を果たすうえで、外部からの「会計監査人の設置」について積極的に検討することが期待される。
- ② 園の「事務分担表」からは、出納に携わる職員が園長、総務担当職員の2名となっており、相互検証の観点から体制の強化が望まれる。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行なっている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園においては、地域における家族の小規模化や核家族化により、高齢者と園児との交流の機会が少なくなっているという現状認識のもとで、地域における世代間の交流を重視する取り組みを行っており、地元の老人クラブと連携して、ジャガイモやサツマイモの植え付けや刈り入れ、焼き芋会やみずき団子の飾りつけなどの行事を計画、実行してきた。また、地域の敬老会でのお祝いのアトラクションへの園児の参加、夏祭りのおみこし、ハロウィンに関連した活動など、地域との交流に積極的に取り組んでいる。園では、このような交流は、地域の高齢者に喜びと励みを与え、園児達にとっても成長の糧となってきたと受け止めている。</p> <p>② 定期的に地域向けの園だより「かえるこうえん」を発行し、地域へ配布することで、園の紹介や保育の様子等について情報発信を行うとともに、「永井地区まちづくりの会」や「永井小学校教育振興協議会」など、地域の関係者との直接、間接の連携のもとで地域交流を拡げ、地域社会の一員としての役割を担うことを目指して取り組みを進めている。</p> <p>③ 園の令和5年度の「事業計画」にも、「畑づくり・焼き芋会・みずき団子づくり、敬老会への参加」といった地域交流に取り組む具体的な項目が明記されている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 毎月、お話ボランティアが来訪し、5歳児を対象とする読み聞かせを行っており、園児の情操を育むうえで成果をあげているとしている。</p> <p>② また、保育士養成校の学生が保育実習前の保育ボランティアを希望する場合には、積極的に受け入れを行っており、さらに、中学2年生の職場体験の受け入れや、子育て支援センターの事業の一部として行われる高校生による3日間の保育体験の依頼を引き受けている。</p> <p>③ ボランティア受け入れに関する取り組みは確認できたが、ボランティア等の受け入れに関する基本姿勢を明記した資料は確認することができず、「グループ評価」からも、職員への周知が十分でない様子が伺われた。</p>		

<input type="checkbox"/> 期待される取り組み事項 ① 園としてのボランティア等を受け入れる意義や役割も含め、園としての受け入れの基本的姿勢や受け入れの方針、体制等を「マニュアル、手順書」等に整理し、職員間で共有することが求められる。 ② 実際にボランティアを受け入れる際には、日時、目的、活動内容、使用用具等を確認し、活動時の留意事項をボランティアと共有することも望まれる。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
評価者コメント <input type="checkbox"/> 取り組みの状況 ① 経営母体である事業団は、高齢者、障害者・児、就学児童、就学前児童、地域コミュニティ支援等の多様な福祉施設について、市からの指定管理制度による受託や事業団移管等により管理運営を行っており、園では、園運営や園児、保護者の環境や状況に役立つ情報等を得る社会資源として、法人内の各施設を位置付け、連携を図っている。 ② 特に、医療的ケアを必要とする児童への援助においては、事業団が運営する障害者相談支援事業所の「障害者自立支援プラザ」の「医療的ケア児等コーディネーター」と連携を取りながら、盛岡市内の認可保育園として初めて、「医療的ケア児保育」の実践を行っており関係機関等と連携を取りながら、対象児や保護者に対応している。 ③ 地元の小学校とは、幼保小連絡会の開催、年長児と小学生との交流等に取り組むなど連携を図っており、「永井小学校教育振興協議会」、「永井地区まちづくり会」等にも参加し、地域の関連情報を得ている。 ④ 事業団内部の福祉施設に加え、園運営において連携が必要な公的機関、関係機関等のリストアップを行い、職員間で共有している。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
評価者コメント <input type="checkbox"/> 取り組みの状況 ① 園においては、「中長期経営計画」に「地域ニーズ把握とそれを踏まえた事業展開」を掲げ、令和5年度の「事業計画」には、「地域ニーズに関する情報の収集」、「子ども園に関する資料の収集」、「地域の関係施設との連携強化」を挙げ、取り組みを進めている。 ② 月2回の「園庭開放」により、地域の親子と園児との触れ合いの場を提供し、その際に看護師や保育士による「保育相談」を行う中で、地域の情報や福祉ニーズを収集、把握している。これまで、家族の急な事情による入園希望、障害児への支援要請、0歳児を抱える母親への支援等の具体的なニーズを把握することができた。 ③ 地域における保育に関連する福祉ニーズの把握の方法に一層工夫を重ねることが求められるものの、園としては、一定の地域ニーズの把握は行われているとしており、今後は、園が有する保育サービスの専門的な知識やノウハウを地域に提供する具体的な方法について、継続的に検討したいとしている。		

27	Ⅱ-43-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>園が平成 30 年 4 月に市から事業団に事業移管される以前から実施してきた地区老人クラブとの交流は現在も継続しており、春の畑づくり、秋の収穫、冬のみづき団子の会など、年間を通じた交流を行っている。本年度は、「岩手盛岡ボールパーク(きたぎんボールパーク)」の屋内練習施設で開催した運動会に老人クラブを始めとする関係者の皆さんを招待し、園児達と一緒に楽しんでいただいた。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>① 園の行事や活動を通しての地区老人クラブとの連携交流や園庭開放、地域の親子相談等は、公益的な活動に繋がる側面もあるが、園として、地域の福祉ニーズ等の解決に向けた支援を担うなど、より公益性のある取り組みを検討することも望まれる。</p> <p>② 例えば、地域の子育てにおける課題、子どもの貧困の問題、保育サービスの専門知識やノウハウの地域還元、「事業継続計画(BCP)」を前提としたうえでの地域防災の取り組みへの協力等、地域貢献をより意識した視点での事業や活動の展開を期待したい。</p> <p>③ こうした公益的な事業や活動に当たっては、園の特質を生かした対応可能な地域課題に絞り込んで、「中長期経営計画」や各年度の「事業計画」に明確に位置付け、園としての具体的なプランを検討し、PDCA サイクルにより取り組みを進めていくことが求められる。</p>		

評価対象 Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 児童憲章や国連の児童の権利宣言、「児童福祉法第1条(全て児童は、適切に養育され、生活を保障され、保護され、愛され、成長、発達、自立が図られるよう保障される権利を有する)」等に規定される「児童の基本的人權」に基づく精神は、事業団の「経営理念」、「職員倫理綱領」や園の「保育理念」、「全体的な計画」、「保育従事者の心得(信頼される保育従事者として)」等に、一貫して反映されていることが確認された。</p> <p>② 園では、子どもの尊重や基本的人權、虐待防止の関する事業団研修や外部への派遣研修に参加し、職員間で振り返り研修や報告研修を行い、学んだ内容を共有するように努めている。</p> <p>③ 年に一度、全国保育協会の「人權擁護セルフチェック」を実施しており、保育士は、自身の保育の取り組みが子どもの尊重や基本的人權に配慮したものになっているか、振り返りと反省を行っている。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p> <p>① 事業団の「就業規則」には特定の個人を特定できる「特定個人情報等」の取り扱いが規定されており、同じく「職員倫理要綱」にはプライバシー保護について「利用者一人ひとりのプライバシーを尊重し、個人情報については、その秘密を守ります。」と明記されている。</p> <p>② 園では、「職員倫理要綱」を受けて、個人情報に関する園の方針を定め、職員に周知徹底するとともに、「秘密義務に関する誓約書」を提出することを義務付けている。また、「保育従事者の心得」においても、守秘義務や記録の管理(個人資料や USB カードの持ち帰り禁止等)を明確にしている。</p> <p>③ 保育の中で、排泄や着替え、シャワーの使用を行う際には、カーテンやパーテーションを活用してプライバシーの保護に留意しているとしており、「保育従事者の心得」にプライバシー保護に関する項目を整理し、明示している。また、園児のプライバシーを守るうえで必要な設備等の工夫にも力を入れたいとしている。</p> <p>④ 保護者の同意なく第三者に個人情報を提供しないことなど、個人情報の取り扱いについては、「重要事項説明書」の中にも明記し、保護者に説明を行っている。また、入園時に保護者から提出してもらう「家庭調書」の中で、ホームページやお便りにおいて写真を使用する場合は、あらかじめ保護者の了承を得ることを明示しており、確実なプライバシー保護に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p> <p>① 園を選択するために必要な情報については、事業団のホームページ、園のパンフレット、地域版園だより「かえるこうえん」等で発信を行っている。ホームページには「施設概要」、「年間行事」、「給食・食育」等のテーマについての記事の他、園の「お知らせ」等が掲載されている。園の見学希望者に対しては、園長等がパンフレットにより園内を案内しながら分かりやすく説明するなど、丁寧に対応するよう心がけている。</p> <p>② 発達支援や医療ケアが必要な児童を抱える保護者に対して、看護師が相談に応じる機会を設けており、事業団内の「障害者自立支援施設」と連携しながら、対象となる園児と保護者にとって、よりよい環境を選択することができるように情報提供を行っている。</p> <p>③ 毎月、第二火曜日と第四火曜日に、地域の一歳児以上就学前の児童と保護者を対象とする「園開放」を行っている。園開放では水遊びや園の遊具を活用した戸外での活動、絵本や紙芝居、ままごとなどの園内での活動を行ってもらうとともに、保護者に対しては保育所に関する各種の情報の提供に努めている。</p> <p>④ 地域と繋がる様々な機会を活用しながら、地域で育児に取り組んでいる保護者に対し情報提供を行っているが、園の方針を一方向的に押し付けることなく、利用希望者の視点に立って必要な情報を提供するよう努めていることが伺われる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p>		

- ① 保育の開始前の「入園説明会」で、新入園児やその保護者に対し、園を見学してもらうとともに、「園のしおり」や「重要事項説明書」により具体的な保育の取り組み内容等について丁寧に説明している。保護者への説明に際しては、不安なく保育を始めることができるよう、園児の状況や家庭の状況によっては、「延長保育」等、個別の相談に応じている。
- ② 継続で持ち上がる園児の保護者には、「保護者会総会」開催時に「重要事項説明書」により、クラスが変わることによる保育の方針や取り組みの変更点等を説明することになっているが、コロナ禍でここ数年は総会が中止になっており、書面送付による説明になっている。
- ③ また、支援が必要と判断された児童については、3日間の行動観察(おためし保育)を行った上で、保護者と丁寧な面談を実施し、保護者が安心して子どもを通園させることができるよう、受け入れ体制を整えながら保育を開始するようしており、園の対応だけでは不十分な場合は、保護者と十分な話し合いを行い、理解を得ながら、事業団内の「児童発達支援センター(ひまわり学園)」等の専門機関との連携を行うようになっている。
- ④ 日々の保育における園児の出欠確認や緊急な連絡が必要な場合は、「おがログ」や「おがスマ」によりスムーズに相互連絡が取れる仕組みが定着している。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園児が他の保育所へ移る際には、通常のケースでは転入先からの求めがあった場合、個人情報の保護に留意しながら必要な情報を提供している。
- ② しかし、家庭的に支援が必要なケースや発達支援が必要な児童については、文書で引継ぎをしているとのことであり、「児童相談所」や市の「子ども家庭総合支援センター」などが関わっているケースでは、これら関係機関に引継ぎを委ねたケースもある。
- ③ 園では、転園先の保育所への情報提供は、「個人情報保護」の観点から原則行っていないが、こども園同士の間では、「保育要録」を通じて情報提供の仕組みがあるという話も聞いており、保育所間でも情報提供のあり方を検討していく必要があるとしている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 特別な問題がないケースについては、転園に当たり、相手先の保育園へ保育を行う上で必要となる情報を提供することが望ましい。その場合には、地域の保育所の関係者間で協議し、情報共有のための基本的なルールや情報提供の様式を作っておくことが必要と考えられる。
- ② 原則として、園同士のみで話し合い情報提供を行うことは避け、必ず保護者の了承を得たうえで相手先の保育園へ情報提供を行う必要があり、園には、なぜ情報提供が必要なのかという点や報告する内容を保護者へ説明し、納得してもらうことが求められる。ただし、児童虐待のケースのような保護者から直接同意を得ることが難しい場合などは、児童相談所や市の担当課等、関係機関と協議のうえで、情報提供を行う必要があるものと考えられる。
- ③ 卒園後も子どもや保護者からの相談の希望があることも想定されることから、卒園時には、保護者に担当窓口等を書面で伝えておくことも求められる。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		第三者評価結果
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取組みの状況</p> <p>① 園児や保護者の満足度を高めることを目的に、毎年度、保護者を対象とする「満足度調査」を実施しており、園児の様子を保護者から確認する項目により、園児の満足度も推し量るようにしている。調査結果については、集計を行い、明らかになった課題等については、職員間で協議し、解決策や改善策の検討を行っている。また、集計結果と対応の経過については、「保護者会幹事会」への報告を経て、ホームページや掲示板で公表している。</p> <p>② 年に1回、クラス毎に保護者との「個別面談」を行っており、あらかじめ「面接シート」に家庭での様子や困っていること、悩みごとなどを記入してもらい、担任と話し合う形で実施しており、担当保育士は、コミュニケーションを密にしながら、保護者の疑問や要望に応えるよう努めている。</p> <p>③ 定例の「個別面談」に加え、保護者側に保育に関する相談や悩みがある場合は、その都度、個別に相談に乗るなどの対応を行っている。個別の相談・面談の経過については、全て「クラス面談・相談記録」へ記載し、記録として残している。</p> <p>④ 各クラスでは、日々の園生活の様子について「ドキュメンテーション」を行い、展示することにより「保育の見える化」に取り組んでいる。また、保育実践の様子をファイリングした資料を保護者がいつでも見られるように掲示したり、毎日のトピックスを「連絡ボード」に書いたり、工夫を重ねながら、保護者や家族に保育の内容を知ってもらい、安心感や満足度を高めてもらえるよう取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている、		第三者評価結果
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取組みの状況</p> <p>① 園として、苦情解決のために「苦情解決制度実施要綱」を定めており、苦情解決責任者として園長、苦情受付担当者として主任保育士を任命し、第三者委員として外部の第三者委員2名を委嘱し、苦情等の処理体制を整備している。要綱には苦情の受付から苦情解決の方法まで詳細な対処の手順が明記されている。</p> <p>② 苦情解決の窓口を「重要事項説明書」に明記している他、保護者に向け、「意見・ご要望の解決のための仕組み」や「第三者委員の役割」等の資料を作成し、「入園説明会」等で説明するとともに、玄関に掲示している。</p> <p>③ 令和5年度の苦情対応においては、午睡時のマスクの着用の可否等感染症への対応の問題や延長保育時間開始の定義の問題等について意見があり、園としての対応方針や解決策等を明確にし、結果についても、相談者は勿論、「実施要綱」に基づき「園だより」等で公表している。</p> <p>□ 期待される取組み事項</p> <p>① 園としては、苦情に発展する以前の「疑問」や「要望」の時点で適切に対応することが望ましく、職員は、日頃の保護者とのコミュニケーションの中で「疑問」や「要望」、「相談」に繋がりがちな内容を素早く察知し、事前に適切な対応を取ることを心がけることが望まれる。</p> <p>② また、特に苦情に関する申し出は、園の運営等の改善に繋がる“宝物”と受け止め、感謝の気持ちで受け付ける姿勢も求められる。なお、保護者への「満足度調査」結果からは、一部保護者から苦情処理の仕組みについて知</p>		

<p>らないとの回答があることから、「意見・ご要望の解決のための仕組みについて」に「苦情」についても受け付けることを明確に表示し直して配布するなど、一層の周知徹底を図ることが望まれる。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 日々の保護者や家族とのコミュニケーションの中で、職員は保護者等の様々な意見、思い、感想等を聞き入れる姿勢を心がけており、朝晩の送り迎え時や「入園時説明会」、「保護者会定時総会」の機会など、いつでも相談に対応することを説明している。また、玄関に意見箱を設置し、保護者の思いや意見を受け付ける体制も敷いている。</p> <p>② 日常の保育の中で、「連絡ノート」(3歳未満児)や「連絡ボード」、「おがスマ」等の連絡機能を活用しながら、保護者の意見や相談を迅速に受け入れ、必要に応じて個別相談に結び付けている。保護者等から面接・相談の依頼があった場合は、ホールの隅に小さいながら「相談室」を設けており、日程や相談相手を保護者や家族が選択できるよう配慮しながら対応している。</p> <p>③ 相談内容は、離乳食の対応方法、母親の勤務や体調不良の問題、兄弟間のいさかい、発達の遅れ、友達とのトラブル、父親の暴力など、多岐にわたるとのことで、相談担当者は一つ一つの問題に丁寧に対応している様子が伺われる。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 日常の保育の中での保護者や家族とのコミュニケーション、「連絡ノート」や「おがスマ」を通じて寄せられる相談や意見、「アンケート調査」から提起された要望等に対し、迅速に対応することを心がけており、内容によっては、「クラス会議」、「職員会議」、「リーダー会議」等で対応の方針・方法や解決策を協議し、組織として決定のうえ、対応しており、時間を要する場合は、検討の状況を提起者に説明するようにしている。</p> <p>② 苦情処理と合わせて、「相談、ご要望の解決のための仕組みについて」をフローチャートにして保護者向けに配布しているが、園内部の対応として、相談、意見、要望等についての受付記録から報告、対応策の検討・実施、保護者へ検討の経過と結果の説明等の手順を定めたものは見当たらない。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>「苦情解決制度実施要綱」による苦情処理への対応とは別建てで、園運営の改善や保育の質の向上の観点から相談、意見、要望等に対する園としての対応の手順・方法、記録の方法、結果の公開等の「対応マニュアル」又は「手順書」を具体的に整備することが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		<p>第三者評価結果</p>
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 事業団では「中期経営計画」に「災害時等を想定したリスクマネジメント体制の構築」を課題として掲げ、「事業継続計画(BCP)」に基づいた管理体制の確立をテーマに、現在各施設の災害関連の計画策定を先導している。
- ② 園においては、「リスクマネージャー」に園長を任命し、責任者を明確にしている。本年度において、地震、豪雨、風水害、台風等の自然災害毎に1ページものの簡潔なマニュアルを整備した。給食部門の「災害時対応マニュアル」、「乳児事故防止」、「施設や玩具の消毒」、「不審者侵入対応手順」等のマニュアルも整備されている。また、非常用備品専用の物置を設置し、「災害時備蓄品リスト」による備蓄品の保管を行っている。
- ③ 園では、園児の安全、安心な園生活のために、危険な状況が発生していないかという点に全職員が留意しながら保育に当たっており、本年度6カ月間で200件以上の「ヒヤリハット報告」がなされている。これは月平均で33件以上であり、職員が日頃から、園児にとって危険な状況が発生していないか注意深く観察し、かつ報告していることを意味しており、その姿勢と注意力を高く評価したい。ヒヤリハットの収集、要因の考察、分析も行われており、事故等の未然防止に大いに役立っているものと考えられる。

□ 期待される取り組み事項

- ① 事故(アクシデント)についても、「発生状況」と「原因分析」の検討が行われ、「防止策」の検討の経過や保護者等への対応、報告についても記録として残されている。これらは、リスクマネジメントにおける基本的かつ必須の取り組みであり、今後も詳細に記録を残すよう期待したい。
- ② 事業団全体として災害時における「事業継続計画」を整備中であり、園としては、事業団全体のこの計画との整合性にも留意したい。また、特に子供を預かる施設として昨今の登園確認ミス等の事故発生を教訓として、姉妹保育園と「リスクマネジメント委員会」のような仕組みを設け、保育所固有の事故の防止策等、協働でリスクマネジメント対策を講じることも期待される。

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
----	--	---

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園においては、園児の健康管理・保健衛生に関する業務の担当者として2名の看護師が配属されており、感染症等の予防や発生時の対応について医療面の迅速な対応が可能な体制となっている。
- ② 「感染症発症時のフローチャート」、「インフルエンザ様疾患発生時の対応について」、「嘔吐処理マニュアル」等が整備され、食品事故等緊急時の対応、連絡報告の要領も示されている。また、感染症が発生した場合の園運営については、既に「事業継続計画(BCP)」を策定済みであり、この計画を基本に取り組むこととしている。
- ③ 健康管理のための関係マニュアルを園内研修で職員に周知するとともに、定期的に嘔吐処理、消毒液の作り方、消毒方法等の実地訓練に取り組んでいる。
- ④ 日常的に園児一人一人の健康状態の把握に努めるとともに、定期的に健康指導の時間を設けて、歯磨き指導、手洗い指導、感染症の予防に関する指導を行っている。
- ⑤ 感染症予防のために、流行の状況などについては、保護者に対して玄関ボードでお知らせするほか、流行時には、「おがログ」や「おがスマ」で適時に関連情報を伝え、注意喚起を行っている。

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
----	--	---

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園が毎年度作成する「安全計画」においては、災害時の園児の安全確保への配慮や指導、組織としての対応等、安全安心な保育実践に向けた対策を分かりやすく整理している。
- ② 火災、地震、風水害、台風等、園の災害別の園の「対応マニュアル」は、職位・職種による職員の役割分担を中心にチャート方式に整理されているが、園児の安全確保の観点からは必要な記述が不足している感じを受ける。
- ③ 災害に関する日常的な訓練については、年間の「避難訓練実施計画」を作成し、春、冬の消防署立ち合いの総合訓練を始め、毎月、想定される災害を設定し、訓練のねらいを明確にして実施しており、「避難訓練実施記録」には、クラス毎の園児達の避難の様子や全体の実施状況の反省等が記されており、訓練への真剣な取り組みが伺われる。また、非常災害備品専用の物置を設置し、「備蓄リスト」をもとに食料、備品類を保管している。

□ 期待される取り組み事項

園の災害関連マニュアルがチャート式になっていることの長所と短所を踏まえながら、各マニュアルに、園児の安全、迅速な避難誘導、園児が負傷した場合の対応、保護者への「おがログ」、「おがスマ」等による緊急連絡と既読にならない場合の対応、保護者への確実な引き渡し、残留児の保護など、園児の安全確保の観点から項目を補充、整理することが期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園においては、国の「保育指針」やこの指針を踏まえ毎年度作成している「全体的な計画」そのものを「保育の標準」と捉えているが、この「評価細目」における「標準的な実施方法」は、これら「保育指針」や「全体的な計画」、さらには「全体的な計画」に基づき作成される「指導計画」を具体的に保育の現場に落とし込む際に、職員が共通で取り組むべき保育の水準を明確にするための手引き、手順等を明確にして文書化することを意味している。
- ② その意味からは、園が定めている「保育従事者の心得<信頼される保育従事者として>」が最も近い内容になっているが、この心得は、職員が保育に従事する際の心構えをまとめている印象が強く、保育を担う職員が保育サービスに当たるための基本的かつ標準的な内容(どの職員が担当しても、差異なく、一定の水準、内容で提供する必要のある年齢別の保育内容や手順、具体的な保育提供の場面で留意すべき事項等)についての記述が不足しているように感じられる。

□ 期待される取り組み事項

- ① 「保育の標準的な実施方法」の作成は、「保育指針」や「全体的な計画」、さらには年間・月間の「指導計画」に基づく保育実践において、職員の認識にばらつきがなく、一定の水準の下で、安定的に保育目標の実現に向けた取り組みを可能とするものであり、文書化に向けた検討が是非とも望まれる。
- ② 文書化に当たっては、「保育士の関わり」や「配慮すべき事項」として、園児の受容や応答的な対応、園児の意思や人権の尊重、園児・保護者のプライバシー保護、園の施設環境に配慮した援助、支援等の視点も含め、保育全般にわたり、園として標準化しておくべき取り組み事項を整理することが期待される。

<p>③ また、文書化に向けた取り組みにおいては、年齢別、時系列(園の「デイリープログラム」のような一日の保育の流れの中で標準化すべき取り組みのポイントを明示するなど)、事項別(具体的な支援、援助内容を項目別に明示するなど)等、園として最も利活用しやすい様式を工夫するため、職員全員で話し合いながら検討を進めることを期待したい。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>「標準的な実施方法」について、文章化されていないことから、定期的な検証・見直しは行われていない。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>① 検証、見直しの対象となる保育の「標準的な実施方法」が文章化されていないことから「c」評価とした。</p> <p>② 「標準的な実施方法」の作成においては、内容を定期的に検証や見直しを行う仕組みを作成時点で明確にしておくことが望まれる。</p> <p>③ また、毎年度の「全体的計画」や「年間指導計画」の評価や見直しにより保育内容に変更が生じた場合や保育ニーズの変化等により、これらの計画に新たな取り組み事項が加わった場合に、「標準的な実施方法」に反映する必要があるかを検討する仕組みもあらかじめ明確にしておきたい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		第三者評価結果
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 新入園児については、「家庭調書」や「食事調査票」等の基礎データをもとに園児の身体状況や保護者の生活状況、さらには園での生活への意向、要望等を確認しながら、アセスメントを行い、「児童票」等に整理している。</p> <p>② 3歳未満児や特に支援を必要とする園児については、アセスメントをもとに「個別指導計画」を作成し、3歳以上児についても、個別対応が必要な場合は、「月間指導計画」等に補足記載するなどの対応を行っているが、園全体としてアセスメント結果を「指導計画」に反映するシステムや様式は定まっていないように見受けられた。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>① 3歳未満児については、「個別指導計画」の作成が義務付けられているが、3歳以上児についても、クラスの「指導計画」の作成に当たって、アセスメントの情報をもとに、必要と判断されるケースには、「個別指導計画」を作成することが望まれる。</p> <p>② 園では、「指導計画」の作成、実施、評価・見直しについての一連のプロセスは的確に実施されているが、前提となるアセスメントの方法、手法等のシステムや様式を明確することが求められる。「グループ評価」からも、「アセスメント手法の確立までは至っていない」、「保護者の要望は尽きない」といった声が出ており、「指導計画」の作成に有効な情報を簡潔に把握するため、年齢別(クラス別)に必要なアセスメントの方法(子どもの言語、ADL、コミュニケーション能力、性格特性等、年齢のあった項目設定)、手順、保護者の思いや要望等の把握の仕方などについて、手順書を作成するなど、マニュアル化について専門的な観点から検討することを期待したい。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園では、「全体的な計画」のフローチャートに示されている流れで、年間・月間・週間の「指導計画」や「個別指導計画」を作成し、PDCA サイクル方式により保育の実践、評価、見直しなどの取り組みを行っているとしている。</p> <p>② 「全体的な計画」のフローチャートは、各計画の相関関係を簡潔に表現し、「指導計画」と連動する「年間食育計画」や「年間保健計画」についても、「保育のねらい・内容」とリンクする形で位置付けられている。</p> <p>③ しかしながら、この「フローチャート」には、定期的な「指導計画」の評価・見直しのプロセスは示されておらず、「グループ評価」からは、「緊急に指導計画を変更する仕組みが整備されていない」という指摘がある。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>① 「指導計画」の評価・見直しの手順を明確にすることが求められ、フローチャートをもとに、「全体的な計画」と「指導計画」の繋がりや明確化、「指導計画」の目的、役割、評価・見直しの実施時期（現在は、年間「指導計画」について前期、後期に反省を行い、翌年度の「全体的な計画」に反映）、職員の参加と同意、周知の方法、評価・見直しの手順（緊急な計画の変更を含む）、評価・見直しの経過記録、ニーズの変化や新たなニーズを計画に反映するための手法、見直した内容の「標準的な実施方法」に記載するための基準（「評価細目 40、41」関連）等をマニュアル又は手順書で定めることが期待される。</p> <p>② 上記マニュアルの整備に当たっては、上記「評価細目 42」のアセスメントの手順書の整備と一体的に検討することで、「指導計画」に保護者の意見、意向等がこれまで以上に反映されるものと期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 「個別指導計画」を始め、「月間指導計画（月案）」、短期の「指導計画（週案・日案）」、「保育日誌」、「行事計画及び記録」、園児の「健康の記録」等、保育サービスに関する諸資料や関連書類は、詳細かつ丁寧に記録されており、職員間での確認や共有をもとに、「全体的な計画」や年間の「指導計画」の振り返りや評価・見直しの基本資料として生かされている。</p> <p>② 記録の仕方については、「書類の書き方」として、「保育日誌」、「指導記録」、「児童票」等の様式にコメントを記載する形でマニュアル化しており、職員によって差異が生じないよう、園長始め上司が記載の方法について日常的に指導を行っており、各資料とも書き方が統一され、読みやすい表現になっている。</p> <p>③ パソコンソフト「おが～るシステム」を導入することにより、登園管理や「保育日誌」を始めとする各記録を一元的に管理できるよう改善を進めており、業務の省力化や職員の情報共有に効果を発揮している。</p> <p>④ なお、園では、情報の共有に当たって、各職員が得た情報について、速やかに園長始め上司に伝える必要のある情報、整理のうえ伝えてもよい情報、担当者レベルで処理できる情報について、分別する仕組みや方法を明確にしたいとしている。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 事業団では、取り扱う個人情報や特定個人情報の安全管理の措置のため、「特定個人情報等取扱規程」を制定しているが、園では、この規程や「職員倫理綱領」に基づき、保護者から提供を受けた個人情報や保育業務を通じて得た園児や保護者の個人情報について、正当な利用目的に限る使用、安全管理、第三者への提供制限、開示、訂正、消去等、園としての「個人情報保護に関する方針」を定め、個人情報の取り扱いを明確にしている。</p> <p>② 「保育従事者の心得 <信頼される保育従事者として>」には、職員の守秘義務に加え、「児童票」、「家庭調査票」、「園児名簿」等、園児や保護者に関する書類や資料、USB メモリーを園外に持ち出さないことなど、記録類の管理に関する留意事項についても明記されている。なお、「事務分担表」上で、「個人情報管理責任者」は園長になっているが、園が作成した園児等の個人情報が含まれる各種調書、資料、データ等に関する日常的な管理担当者は明確に示されていない。</p> <p>③ 重要書類の保管については、「卒園台帳」や「全体的な計画」は永年保存、「児童票」は 10 年保存とするなど、確実な文書の保管管理の体制が確立している。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>① ICT の利活用により情報管理の方法の変化が著しい中、園児の記録等、園内にストックされる個人情報の管理体制を明確にし、定期的に園内研修や学習の機会をつくるなど、職員の共通理解を図ることを期待したい。</p> <p>② 保護者には、個人情報の取り扱いの方針について、年度当初などに分かりやすく説明することを継続したい。また、「おがログ」や「おがスマ」による相互の情報連絡が定着してきているが、情報漏洩に留意するとともに、情報の連絡や提供に保護者間格差が生じないよう、情報伝達の連携方法等について、保護者と定期的に確認、共有する取り組みを継続することも望まれる。</p>		

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成		第三者評価結果
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園の「保育の内容に関する全体的な計画(以下「全体的な計画」)」は、国の「保育指針」、事業団の「経営理念」、「経営方針」、さらには園の「保育理念」、「保育方針」をもとに、前年度の「指導計画」の評価・反省を踏まえ、園長を中心に副園長、副主任ら幹部職員により、他の保育士の意見も確認しながら作成しており、毎年度当初、新しい「全体的な計画」について、「職員会議」において全員で読み合わせを行い、取り組むべき保育内容の全体像の共通理解を図っている。</p> <p>② 「全体的計画」の位置付けをフローチャートに体系化し、「全体的な計画」が「指導計画」、「食育計画」、「保健計画」等の上位計画にあることを明確にしている。また、「保育方針」や「保育目標」を踏まえ、「社会的責任」、「人権尊重」、「説明責任」、「情報保護」、「苦情処理・解決」、「発達過程」、「職員の資質向上」及び「評価」の項目に分けて、取り組みの考え方を整理している。特に年齢別の長期、短期の「指導計画」の作成において基本となる「発</p>		

達過程」については、別葉により、「養護」における「2つの視点」と、「教育」における乳児期の「3つの視点」、1歳児以上の「5つの領域」について、年齢別の保育内容を整理し、「養護」と「教育」の一体的展開の方向性を明示している。

- ③ 園では、運営の基本となる「全体的な計画」をもとに、年齢別の年間・月間の「指導計画」や「保健計画」、「食育（給食）計画」、「安全、防災関連の計画」等を作成しており、前期、後期毎に、「保育会議」や「職員会議」において振り返りと評価を行い、各計画の見直しに繋げている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 「全体的な計画」は、子どもの育ちに関して、「発達過程」の長期的な見通しのもとで構成されており、「今年の活動テーマ」として「異年齢児との関わりを深め、共に育ちあう喜びを味わう」、「様々な学びや遊びの体験を通して、その子らしさを十分に発揮できるようにする」の2点を掲げている。前者は4歳児、5歳児の「年間指導計画」の「ねらい」や「教育」の「人間関係」の領域に位置付けられているが、後者における「その子らしさを十分に発揮できるようにする」という表現は、「指導計画」との繋がりの上からは、やや不明瞭な表現になっている。「全体的な計画」に掲げる園として特色ある保育や教育を展開するための「目標や活動のテーマ」は、「指導計画」に具体的な取り組み内容として明示できるものを設定することが望まれる。
- ② 「全体的な計画」の「食育」や「保健及び安全」の欄において、「年間食育計画」や「年間保健計画」等について、「別紙参照」としているが、「全体的な計画」は、これらの計画の上位計画として位置付けられることから、当該欄には、これらの計画を作成する意義、目的、内容の基本的な考え方等を記述することが適切と考えられる。
- ③ 「家庭・地域との連携」については、具体の取り組み項目を列挙しているが、「全体的な計画」としては、具体の取り組みの前提となる家庭との連携の基本姿勢や、「子育て支援」等家庭や地域との連携の考え方を中心に記述することが望まれる。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		第三者評価結果
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 各保育室は南向きに配置され明るい日差しが入り、それぞれに屋外テラスも整備されており、子ども達の活動や憩いの場になっている。各保育室の室温は、暖房機器や加湿器を使用して適温に保たれており、温度計と湿度計により適切に管理されている。
- ② 平成30年4月の市からの運営移管の際に、0歳児保育室と病児室、相談室を増設して保育ニーズの多様化に対応している。園舎の中心にステージ付きのホールがあり、取り囲むように年齢別の保育室が配置されている。ホールには、高窓からの自然光も差し込み、広く居心地の良い空間となっており、式典や行事、全体での保育活動などの場として多目的に活用されている。
- ③ 園庭には、砂場の他、滑り台やうんてい、ジャングルジム、はん登棒、低鉄棒等の遊具が設置され、子ども達が思い思いに遊んでいる。
- ④ 「施設点検表」、「0歳児事故防止マニュアル」、「プール活動マニュアル」、「施設・玩具の消毒マニュアル」等が用意され、園児が安心、安全に園での生活を送れるよう環境整備に努めている。

<input type="checkbox"/> 期待される取り組み事項 ① 施設全体の設備等の経年劣化に対し、職員の工夫で乗り切っているが、「グループ評価」からは、トイレや手洗い場の不足による保育環境の確保への不安感も指摘されており、0歳児保育室のトイレ・手洗い場や1歳児保育室の手洗い場等の整備が急がれる。 ② 園庭の砂場の入れ替え、消毒を定期的に行うとともに、遊具について、年1回の専門業者による点検を依頼しているが、フェンスからの安全領域の点で危険判定を受けている。このため、再塗装や剪定等の対策を適時に行うとともに、利用時には職員による見守りが適切に行われるよう望みたい。		
---	--	--

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
----	---	---

評価者コメント <input type="checkbox"/> 取り組みの状況 ① 受容的、応答的な保育の関わり方については、園の「全体的な計画」の「保育方針」に、「心身の状況に応じ、個別に丁寧に対応していきます」、「子どもの思いや願いを受け止め、応答的なやり取りを重ねながら信頼関係を築いていきます」と記載されている。 ② 園の「年間指導計画」においても、「養護」の視点として、「一人一人の園児の要求が十分に満たされ、快適に生活できるよう、年齢に合わせて、受容し、共感しながら、信頼関係を築いていく」ことを掲げ、保育実践の基本としている。また、「保育従事者の心得」の中にも、子どもへの対応として「心から子どもを愛し、分け隔てなく、すべての子どもに優しく接する」と明記している。 ③ 保育士等は、子どもの発達過程に合わせて、子ども一人一人の思いや行動特性をよく理解しており、園児が安心して自分の気持ちを表現できるよう、受容的・応答的な対応を心がけ、実践しており、年度末に行う職員の「自己評価チェックリスト」においては、受容的、応答的な保育の実践について、大半の職員が「実践できている」と自己評価している。 ④ 園の「令和4年度保護者アンケート(満足度調査)」において、「子ども一人一人を理解し大切に保育されていると感じますか」という問いに対し、ほぼ全員の保護者が肯定的な回答を寄せており、受容的、応答的な対応により一人一人の園児を大切にする保育が保護者からも理解されていることが伺える。		
---	--	--

A④	A1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
----	--	---

評価者コメント <input type="checkbox"/> 取り組みの状況 ① 園の年齢毎の「年間指導計画」においては、「養護」、「教育」それぞれの領域に基本的な生活習慣を身につけるための直接、間接の目標を設定し、園児の発達状況や家庭の状況に配慮しながら、保育の実践に努めている。また、異年齢児保育にも取り組んでおり、基本的な生活習慣を身につけるうえで、年長児を通じて年下の子が学べる長所を活かせるよう取り組んでいる。 ② 「年間保健計画」においては、健康で安全な生活のために必要な体づくりや病気予防への関心を高めるための習慣を身につける観点から、戸外での活動、寒さに負けない体づくりなど、基本的な生活習慣の取得に繋がる取り組みにも配慮した計画づくりを行い、看護師が中心になって健康の大切さを分かりやすく指導している。 ③ 園では、子どもの朝夕の送迎時での保護者との会話や「連絡ノート(3歳未満児)」などを活用し、各家庭での生活の様子や生活リズムを把握するよう努めている。また、「園だより」や「クラスだより」、「保健だより」、「給食だより」等を通じて生活習慣を身につけるための園での取り組みの状況について報告するとともに、家庭で配慮して欲しいことなどの情報を発信し、基本的な生活習慣を身につけるための保護者との連携、協力に取り組んでいる。		
--	--	--

A⑤	A1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園では、令和5年度の「全体的な計画」の「活動テーマ」の一つに「様々な学びや遊びの活動を通して、その子らしさが十分に発揮できるようにする」を定め、コロナ禍において制限されていた園の活動を徐々に緩和し、活動の幅を広げるよう意識しながら保育を展開している。</p> <p>② 「活動テーマ」のもう一つに、これまでは制限していた「異年齢児とのかかわりを深め、共に育ちあう喜びを味わう」を掲げ、いろいろな行事や活動に組み込んでいるが、年長の園児が年下の子をよくリードし、年下の子が年長児を頼りにするなど、クラス活動では見られない姿が見られ、お互いの成長にとって良い機会となっている。</p> <p>③ 園の周辺は住宅地化が進んでいるものの、まだ田畑や公園などがあり、自然環境にも恵まれており、この環境を生かした多様な散歩コースを設定し、散歩を通して体力をつけるとともに、草花や昆虫などの自然と直接触れ合う機会を通じて、子どもらしい興味や関心が持てるよう支援している。</p> <p>④ 地域との連携や交流活動についても園の保育方針の一つとして掲げており、地区の老人クラブとジャガイモづくりやみずき団子づくりと飾り付け等で交流を行っているほか、地区の敬老会では、園児がアトラクションを披露するなど、地域の高齢者にとっても大切な交流機会の一つとなっている。</p> <p>⑤ 園の特徴の一つとして、外部講師による月1回の「運動遊び教室」を開催しているが、マットや跳び箱などの様々な器具を活用して楽しく身体を動かすことができ、豊かな遊びの機会となるとともに体力の増進にも寄与しており、子ども達の大きな楽しみとなっている。</p>		
A⑥	A1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 「全体的な計画」においては、乳児の「発達過程」に合わせた「保育内容」が、養護「2つの視点」の面と教育「3つの視点」の面から整理されており、これらをもとに、「養護」と「教育」の一体的な保育の展開を目指し、「0歳児年間指導計画」が月齢に沿って4期に分けて作成されている。保育の実践においては、「個別指導計画」を定め、一人一人の発達状況に応じ、特定の保育士との関わりの中でスキップを十分に取り、応答的な保育を通じて信頼関係が築かれるよう援助している。</p> <p>② 保育室は、既存の建物をリフォームしているため、トイレとテラスがなく不便ではあるが、園児が安全に移動できるよう十分な空間が確保され、子どもの興味や関心に合わせた玩具も用意されるなど、配慮が行き届いている。</p> <p>③ 保護者とは、毎日の「連絡ノート」への記入内容や朝夕の送迎時の会話等を通じて連絡や相談を丁寧に行っている。授乳、離乳食、幼児食については、栄養士と担当保育士が連携し、個人差に留意しながら、「個別指導計画」により、月齢に合わせて的確な助言、指導を行っており、栄養士が「食育・離乳食・アレルギー等対応記録」に対応の経過や結果を記録している。</p> <p>④ 「乳幼児突然死症候群(SIDS)」の対策として、午睡時には10分毎に担当保育士が様子を観察し、うつぶせ寝になっていないことを確認し、「乳児睡眠チェック表」に記録している。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>「保育指針」と「全体的な計画」においては、乳児保育の「教育」の「ねらい」と「内容」について、上記①のとおり「3つの視点」で示されているが、園の「0歳児年間指導計画」の「教育」は、1歳以上の「教育」において「ねらい」や「内容」としている「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の“5つの領域”で構成されている。取り組みの内容自体は、</p>		

上記“3つの視点”からまとめられており、内容的に特に問題はないように見受けられるが、「領域」の構成上は“3つの視点”に修正することが適切と考えられ、次年度の作成時に見直すことを望みたい。

A⑦

A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 「全体的な計画」の中に「発達過程」として年齢別に整理している「保育内容」をもとに、1、2歳児については、「養護」(2視点)と「教育」(5領域)を一体的に進めるための「年間指導計画」を1歳児、2歳児別に作成している。「教育」については、乳児期の“3つの視点”や3歳以上児の“5つの領域”との連続性を意識しながら計画を作成している。自分の意思や欲求を言葉で表現できるようになる時期でもあり、身の回りのことを自分でやろうとする気持ちを大切に、見守りながら応答的に援助を行っている。食育や健康管理は、年間の「食育計画」、「保健計画」により取り組んでいる。
- ② 具体的な保育の実践においては、「個別指導計画」を作成して、一人一人の発達状況に応じて、個々の園児が思いや欲求を受け止めてもらえ、安心感が持てるよう受容的、応答的に援助を行っている。また、行動範囲の広がり合わせた探索活動ができるよう、テラスやホールの活用の工夫など、職員間で話し合いながら環境の整備に努めている。
- ③ 日常的に保育士間の情報交換や意見交換を行い、養護と教育の一体的な取り組みなど、計画の進め方について、職員間の意識の共有や連携を図っている。

□ 期待される取り組み事項

- ① 1歳児保育室にはトイレが設置されているが、「手洗い場」はない状況にあり、感染性胃腸炎の流行時には保健所から「トイレ内に手洗い場を設置すること」を指導されている。感染性胃腸炎等への対策として、排泄後、すぐに手洗いができる設備を整えることが必要であり、早めの整備が望まれる。
- ② 「グループ評価」においては、「2歳児保育室が手狭であり、活動内容が制限されている」との指摘があり、2歳児保育室の狭さが課題の一つとなっている。ハード整備が望まれるところではあるが、現状においても、職員間で話し合い、活動内容の創意工夫が期待される。

A⑧

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 3歳以上児では、運動機能や社会性が大きく発達しながら知的興味や関心も高まり、理解できる語彙も増え、個の成長と併せて協力して遊ぶ集団活動も充実する時期であり、「全体的な計画」の養護と教育の各領域に掲げられた計画をもとに、年齢毎の「年間指導計画」を4期に分けて作成している。「年間指導計画」をもとにした年齢別(クラス毎)の「月間指導計画」は、毎月の各クラスの「保育の反省・評価」をもとに、翌月の「保育会議」で振り返りを行って、次月以降の保育実践と計画の見直しに繋げている。
- ② 5歳児においては、幼児教育の観点から「保育指針」に示されている「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりにまでに育てほしい姿」について、小学校側との連携により双方の教育の内容、指導方法の違いや共通点について相互理解を深めており、園の保育が小学校教育に円滑に繋がるよう努めている。

- ③ 今年度の活動テーマの一つとして「異年齢児とのかかわりを深め、共に育ちあう喜びを味わう」を掲げ、3～5歳児での異年齢児グループを作って、行事等での活動を実践しているが、大きい子の小さい子へのいたわりや大きい子への憧れの気持ちが表れる場面もよく見られ、効果のある取り組みになっている。
- ④ 2歳児から始めている外部講師による月1回の「運動遊び教室」による活動を継続することにより、3歳以上児は、身体を動かす遊びに一層積極的に取り組むようになり、身体の使い方が上手になってきている。また、自信を持って対応できる場面が増え、成果の一つとなっており、保護者からもよい評価を得ている。

A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	---

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 園では、フローチャート形式で作成した「発達支援保育の流れと保護者対応」により、「乳幼児健診」を通じ、また保育の中でのいわゆる「気になる子」等、発達支援を必要とする可能性のある園児についての集団保育や専門機関受審など、園としての対応方針を簡潔に整理している。
- ② 園には現在、知的障がいやダウン症など5人の「発達支援児」が在籍しているが、それぞれに「個別支援計画」を作成し、一人一人の発達の状況に合わせた支援を行っている。発達障がいのある子どもの支援にあたっては、事業団が運営する「児童発達支援センター」や「障害者自立支援プラザ」の相談員にコーディネーターになってもらい、保護者との相談や支援の方向性など、専門的な観点からアドバイスを得ており、事業団内部に相談、支援機能を持つ施設があることは、保護者にとっても、当園にとっても、心強いものがある。
- ③ 「保育所等訪問支援」事業により、関係する発達支援事業所の支援員と連携しながら、「集団保育」と「個々の発達状況に合わせた個別の保育支援」を組み合わせながら支援や援助を行っている。
- ④ 園では、集団保育の場面で、対象となっている園児が困っている時は自ら手伝ってあげたり、やれるまで待つてあげたりすることが自然にできるようになるなど、一緒に活動することで、園児達に相互を思いやる気持ちを大切にしよう努めている。

A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	---

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 保育士の勤務時間は12交替の時差出勤制となっており、それぞれの子どもの在園時間に対応した勤務体制になっている。時差による勤務時間と勤務ローテーションの体制は、年度初めに、園児在籍数などを踏まえ、整備している。
- ② 早番職員2名、準早番が朝の登園受け入れを行うが、保護者とは口頭でのやり取りを基本として体調や連絡事項を確認している。連絡内容については、「登降園記録簿」に記録して他職員との情報共有を行っている。夕方の保育についても、同様に、遅番職員に確実に引継ぎを行うようにしている。
- ③ 園では、夕方の保育に対応して「延長保育計画」を作成し、延長保育のねらいを「落ち着いた環境のもと安心して過ごす」こと、「一人一人の子どもの興味や欲求が満たされ十分に遊びが継続されるようにする」とし、乳児と幼児別に16時から19時まで時系列で環境構成や保育上の配慮を明記しており、この計画をもとに園児の気持ちに寄り添った保育が行われている。
- ④ 朝の7時から8時30分までと夕方17時から19時まで、異年齢児との合同保育となり、現在は約15人が延長保育となっている。その日の園児の数や園児の様子を見ながら、合同保育の方法や時間帯の過ごし方を工夫し、ゆったりと過ごせるよう配慮している。18時には、パンやおにぎりなどのおやつを提供しており、子ども達の楽

しみともなっている。また、異年齢児保育ならではのよさもあり、慣れてくると淋しさよりも、むしろ馴染みの異年齢の園児同士で楽しく遊んでいる様子も見られる。

A⑪

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 「全体的な計画」の家庭・地域との連携として小学校との連携を設け、「発達過程」の欄において、「保育指針」の「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を意識して日々の保育を行うことを明記している。特に、5歳児「年間指導計画」の「養護」と「教育」の各領域においては、就学後の生活、学習に繋がるような援助方法を具体的に記述し、入学が近づく4期(1月～3月)には「環境構成と保育者の援助・配慮欄」に、「一人一人の園児の状態を保育士等が把握しながら、就学先の小学校と連携を取り合い、小学校就学を楽しみにできるように支援する」と明示しており、隣接する小学校生徒との交流会をはじめとする具体的な取り組みが行われている。
- ② 保護者に対しては、3・4・5歳児において、連絡帳でのやり取りや個別面談を実施し、子どもの園での生活の様子や家庭での姿について、その成長を確かめ合い、小学校など先に向けた保護者の思いや心配、不安感の聴き取りを行っている。特に、5歳児については、園児の就学先である小学校との連携研修に担任が参加し、そこで得た情報を保護者に提供することにより、就学について、見通しを持つことができるよう配慮している。
- ③ 卒園後、幼児期における個々の園児の子どもの育ちの過程、特長等の全体像を「児童保育要録」にまとめ、新年度開始前に各々の就学先の小学校へ持参している。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A⑫

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 「年間保健計画」においては、目標を“子どもの「いのち」を守り、心身共に健やかな成長を支援する”とし、0歳児の各月齢、1歳以上児の各年齢の発達の目安から導き出した健康づくりや体調管理のための支援、援助の取り組み内容を、留意事項も含め4期に分けて具体的に設定している。
- ② 「全体的な計画」の「保健及び安全」欄に、体調不良児型病児保育の実施、医療的ケア児の受け入れを掲げ、事業団運営の「自立支援プラザ」と連携しながら保育と医療的ケアを連結した取り組みを進めている。また、インフルエンザを始めとする感染症に迅速に対応できるよう関連マニュアルや発生時フローチャートを整備している。
- ③ 3歳以上児への保健指導においては、身近な教材を用いた具体的な保健指導を行うことにより、子どもたちの保健衛生に関する興味や意識の啓発に取り組んでいる。また、園児一人一人の「健康の記録(成長記録、検診記録、予防接種歴等)」を整備し、年2回は保護者に確認してもらうとともに、「成長曲線」を「おがスマ」で配信しており、毎月発行している「保健だより」には、育児中の保護者にとって身近で関心度の高い情報を掲載するようにしている。
- ④ 体調不良で登園した児童のために、休養できる個室が独立して設置されており、看護師の付き添いのもとに経過を観察しながら保育を行っている。また、看護師は2名配置されており、体調不良児から保育利用希望があった場合でも、他の園児への保健業務を遂行できる複数体制が整えられている。

- ⑤ 乳児突然死症候群(SIDS)対策については、「0歳児事故防止マニュアル」において睡眠時のチェック項目を具体的に示し、それに基づき、10分毎の目視による呼吸の有無、体の向きを確認を行い、記録を「睡眠チェック表」に取り、発生の防止に取り組んでいる。

□ 期待される取り組み事項

SIDSについて、日々の保育において、マニュアルを整備し、目視でのチェックを行い、記録として残しているが、保護者に対する発生防止のための注意喚起と啓発をより積極的に行い、家庭、保育園双方で発生の防止に取り組むことが望まれ、園舎玄関の掲示板コーナー等、保護者の目に留まりやすい場所を利用した啓発ポスターの掲示などを検討されるよう期待したい。

A⑬

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 「健康の記録」において、子ども一人ひとりの個票を設け、内科(年2回)、歯科(年2回)、眼科(年1回)、耳鼻咽喉科(年1回)の健診を行い、各学年時の記録を一覧として残し、各児童の診断の経過を把握できるようにしている。各健診結果については、保護者に通知しており、かかりつけ医等医療機関を受診した場合には、治療経過や結果についての報告を求めている。また、園児に対しては、歯科健診に合せ、歯科衛生士から歯磨き指導を受けるとともに、日頃の保育において、歯の模型を使用した歯磨き指導を実施し、歯の健康についての啓発活動を行っている。
- ② 予防接種については、定期接種の他、任意接種についても一覧できる様式で記録されている。また、各園児の疾病に関する既往については、罹患時期が一覧表として記され、年度ごとの更新が行われており、看護師に限らず、保育士その他職員が閲覧してもわかりやすい様式となっている。

A⑭

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

a

評価者コメント

□ 取り組みの状況

- ① 厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基本としており、「食物アレルギー・アナフィラキシーにおける除去食に関する手続きの流れ」と題したフローが整備され、園児について、アレルギーの疑いありの状況が発生した場合、素早く対応できる体制が整っている。
- ② 入園時の面接で、保護者からの聴き取りの際に、「食物、その他のアレルギー」の項目を設け、アレルギーに関する啓発活動の一環として、食物アレルギー対応に関する情報、状況について提供するとともに、「食事調査票」、「家庭における食事アレルギーに関する摂取状況確認表(岩手県アレルギー疾患医療拠点病院盛岡医療センター作成)」の記入と聴き取りを行い、入園時点において家庭で未摂取段階の食材については、まず家庭での摂取後、提供を行うとしている。
- ③ 「家庭における食物アレルギーに関する摂取確認表」は、栄養士が給食室において管理し、アレルギー除去対象児童については、かかりつけ医による「生活管理指導票」の指示に従い、除去食を提供している。又、除去食の提供について変更があった場合は、その都度、継続の場合は、毎年度、対象児童保護者に対して「生活管理指導票」の提出を求めている。「除去食」は、他児のものと区別するため、食器やトレーの色を変え、名札を明記するとともに、配膳時や提供時の職員による二重チェックを行い、安全管理に万全を期している。

	A-1-(4) 食事	第三者評価結果
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p> <p>① 今年度の「食育年間計画」においては、「楽しく食の経験を積み重ね“食を営む力”の基礎を培う」を年間計画に掲げ、さらに年齢別目標の設定を行い、各発達段階に合わせた食への取り組みを月間の計画に落とし込んで進めている。</p> <p>② 今年度の取り組みのメインテーマを「もったいないをなくそう」とし、「SDGs(持続可能な開発目標)」の観点に立った世界の食糧事情についての話を、幼児期の子どもたちにも理解しやすいよう、絵本を教材の一つとして取り入れ、年齢毎に食についての働きかけを行っている。また、「食育活動記録」を残しており、そこに記された記事からは、子どもたちの食を楽しむ生き生きとした活動の様子が伺うことができる。</p> <p>③ 食事の内容だけでなく、各年齢(月齢)における食事のあり方として、0歳児、2歳未満児においては、保育者との関わりの中で安心して食べること、3歳児から年齢が上がるごとに食事のマナー(箸の持ち方、食べる姿勢)を意識し、友達と一緒に食べる楽しみを感じ取ることができるよう働きかけをしている。</p> <p>④ 地域交流において、収穫を体験した野菜を使用したクッキングを行い、季節毎の”食“の楽しみを実感できる取り組みが行われており、活動の様子は保護者へも「給食だより」等で伝えられている。</p> <p>⑤ 保護者に対する「食事に関するアンケート」が年1回行われており、家庭での朝食の状況、その内容、食事時刻、生活リズム、排泄まで詳細に分析、集計し、相談、意見、さらには給食への要望等の内容も調査結果としてまとめ、公表している。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>評価者コメント</p> <p><input type="checkbox"/> 取り組みの状況</p> <p>① 児童福祉施設における「食事摂取基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基本として、「衛生管理点検記録」、「加工食品温度管理記録」、「調理時刻記録」等により、毎日の点検、記録を行い、入園児童が安心して食べることのできる給食を提供するための作業が積み重ねられている。栄養士と調理師は、各クラスを回り、献立を解説するとともに、残食がないかなど、食事の様子を観察している。</p> <p>② 離乳食については、月毎の「離乳食献立表」を作成し、保護者からの聴き取りをもとに、個々の乳児の健康状態、発育状況に応じて、随時、変更を重ねながら提供している。</p> <p>③ 「食事に関するアンケート」で給食についても調査を行い、保護者の要望、心配等を受け、月1回開催している栄養士、調理師、担当保育士による「給食検討会」において協議、検討を行い、献立や調理等に反映させている。「家庭では好まないものでも、保育園では食べている。」といった保護者からの声が多数寄せられている。</p> <p>④ 「ランチの日」と題した日を毎月1回設定し、地産地消による季節感のある食材での献立や、郷土料理、世界の料理を給食として園児達に提供し、保護者には、食事の展示や「給食だより」で紹介している。また、園児から評判のいいメニューのレシピを保護者に発信している。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 毎月発行する「園だより」において、園長から保護者に向けて、園としての保育の方針や意図、日々の保育の様子などについてコメントが記されており、保育を通じて、園児を中心に保護者や家庭と園の相互理解が深まるよう取り組みを進めている。</p> <p>② コロナ禍による制限の中で、「保育の見える化」を強く意識するようになり、日々の保育の様子を「ドキュメンテーション」として作成し、保護者へのメッセージと共に玄関内に掲示している。また、過去の掲示物については、ファイリングし、玄関内に備え付け、保護者が送迎の際に、常時、閲覧できるようにしている。</p> <p>③ 個々の園児の育ちについて、家庭との連携を図る観点から、コロナ禍を抜け出しつつある今年度は、保護者が「一日保育士さん」として保育に気軽に参加できる「保育参加週間」を設け、また、「個別面談」の機会を増やすなど、各家庭と園の連携を強めながら、園児の成長や育児を共有できる機会を多く持つよう努めている。</p> <p>④ 食や行事に関する「アンケート調査」等により聴取した保護者の意見や感想、希望等は、「職員会議」での評価、反省を経て、「保護者会幹事会」に園児達の生活の充実に向けた方針も含めて報告したうえで公表されている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		第三者評価結果
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 日々の保育における子どもの様子については、送迎の際に、3歳以上児の保護者には口頭で、3歳未満児については、「連絡帳」を活用し、具体的な内容を伝えている。また、3歳以上児については、定期的に年1回、特に必要な場合は、その都度、相談室で「個人面談」を行い、園児の家庭と園での生活の様子を相互に伝え合っている。面談を実施する際には、保護者に「事前調査表」を配布し、記入、提出してもらい、面談を実施することで、保護者の思い、意向、要望、不安、悩みなどを引き出し、保育の専門的立場から対応できるよう工夫している。また、実施した面談内容については、記録として残し、今後の保育に向けて職員間の共通理解を図っている。</p> <p>② 保護者、家庭の状況により、育児のための家庭環境が困難なケースにおいては、園長、主任も関り、行政機関や運営母体である事業団のネットワークを活用し、関係機関との連携により、子どもの安心、安全を第一にした迅速な対応、保護者へのサポートを行っている。</p> <p>③ 園児や保護者に対する対応をはじめとして信頼される保育従事者のあり方について、「保育従事者としての心得」を作成し、毎年度当初の「職員会議」において、職員に配布し、全職員で読み合わせを行い、園職員としての意識の統一と確認を行っている。</p>		

A ¹⁹	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 登降園時において、園児の様子(表情、服装、衛生状況)を観察し、保護者と会話を交わしながら、親子の様子について気になる点や変化が感じられた際には、当該親子の観察や保育士からの声掛けを多くしたり、状況に応じて面談を提案したりしながら、家庭の状況や親子関係の変化の兆しを早期に発見できるよう努めている。</p> <p>② 各クラスに児童虐待早期発見のための「チェックリスト(盛岡市版)」を備え、園児や保護者の様子に関して、気になる状況が見えた場合に活用できるようにしている。</p> <p>③ 相談内容により、状況が園長、主任へ伝えられ、ケースによっては、市の「総合福祉総合支援センター」、「子ども家庭支援センター」、「児童相談所」、「警察」等、外部の関係機関と連携し、対応にあたっている。</p> <p>④ 「虐待対応マニュアル」は、フローチャートにより虐待等、児童の権利侵害への園としての対応手順を簡潔にまとめている。</p> <p>□ 期待される取り組み事項</p> <p>「グループ評価」においては、「園長、副園長(主任保育士)、当該園児担任間での連携はあるが、園全体としての情報共有や状況把握の方法が不明確で研修等が必要」といった声がある。日々の保育業務において、園児、保護者のすぐ傍にいる保育士等の視点、気づきが速やかに園長等に届き、全職員が情報を正しく知り、早期発見、対応につなげるためには、フローチャートだけでは不十分であり、マニュアルを補強するとともに、市や県の「虐待防止チェックシート」等を参考にしながら、保育士等の視点に立った園独自のチェックシート等を作成し(職員参加で作成することが望ましい)、園内研修等により定期的に職員間で確認、共有することが期待される。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1)	保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	第三者評価結果
A ²⁰	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>評価者コメント</p> <p>□ 取り組みの状況</p> <p>① 園では、「保育指針」の総則に掲げる「保育に関する基本原則」、「養護に関する基本的事項」及び「保育の計画及び評価」の考え方をもとに、「保育の基本的な取り組み姿勢等」を自己評価する「保育者の自己評価チェックリスト(姉妹園と共通様式)」を定め、さらには、「保育内容の反省」として、年齢別の「保育内容」について自己評価項目を設定し、個々の職員が4段階で評価のうえ、結果を園全体で集計、分析、考察を行い、課題を見つけ出し、次年度の「全体的な計画」や「指導計画」に反映している。</p> <p>② 前期、後期に行っている「保育内容の反省」では、「養護の面」、「教育の面」、「環境構成」、「その他保護者対応」に区分し、クラス毎(年齢別)に行われている。後期は年間通しての反省ともなり、具体的な6項目(「評価細目9」の「取り組み事項②」に記載)を設定し、保育士等が話し合いながら、保育実践を振り返り、評価結果をもとに課題等を明確にし、園全体の共通理解を得て次年度に繋げる仕組みができています。</p>		

□ 期待される取り組み事項

- ① 園では、「自己評価チェックリスト」による自己評価や「保育内容」の振り返りを組織として整えており、園全体としては機能しているように見受けられるが、保育士等が主体性を持って、それぞれ自らの保育実践を振り返る観点からは、やや物足りなさを感じる。「グループ評価」からは、「全体的に主体性に欠ける。個々の職員の意識に差がある。改善はしているものの専門性の向上に繋がっているか、判断が難しい。互いの評価の確認や学びには繋がっていない。」といった声が挙げられている。
- ② 一人一人の職員が自らの専門性の水準やスキルの強み、弱みを自覚し、保育実践の改善、向上につなげていくためには、組織集団としての話し合い(ともすれば限られた職員だけの発言になっていないか)とは別に、自分の仕事を自ら問い返す作業が必要であり、クラス毎に話し合いを行い、まとめられている前期・後期の“「保育の反省」の様式”を、保育士等個々の職員の振り返り様式として活用するなど、これまで以上に職員一人一人の主体性を大切にする自己評価を期待したい。
- ③ 組織上の会議(「職員会議」、「クラス会議」等)とは離れた形で、個々の職員が率直に自分の保育観や疑問を吐露し、互いの意見を話し合い、聴き合う環境をつくり上げていくことで、お互いの気付きが得られ、園としての保育の質を高めることにも繋がることから、職員皆が自由に話し合え、学び合える仕組みづくりの検討が期待される。併せて、姉妹保育園の保育士とも忌憚のない意見交換を行い、双方の職員が自分の保育観や保育実践の方法を客観化し、視野を広げる機会にすることも期待したい。
- ④ 職員が主体性を持って、保育実践の改善に取り組む過程では、「目標管理制度」の取り組みと関連付けている「グループ評価」(Cグループ)もあるように、事業団の「目標管理制度」の仕組みは、個々の職員の保育の質向上と園全体の目標への取り組みを繋ぐうえで有効な制度であり、保育士等の主体的な自己評価による改善課題が「目標管理制度」における「保育実践の目標」として設定され、取り組まれる事例が生まれることを期待したい。